

(平成22年1月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	86 件
国民年金関係	50 件
厚生年金関係	36 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	64 件
国民年金関係	31 件
厚生年金関係	33 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 3 月及び 58 年 2 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 3 月
② 昭和 58 年 2 月から同年 3 月まで

私は、昭和 53 年 3 月に転居してから、区役所で国民年金の加入手続を行った。その 2 か月又は 3 か月後に納付書が送られてきたので、加入手続前の期間の国民年金保険料を納付した。

昭和 59 年ごろに督促状のようなものが送られてきたので、納め忘れがあったのだと思い、2 か月分をまとめて、慌てて郵便局で納付した。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 53 年 3 月に転居してから、区役所で国民年金の加入手続を行い、その 2 か月又は 3 か月後に納付書が送られてきたので、加入手続前の期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人の国民年金の加入手続は同年 7 月に行われたと推認でき、その 2 か月又は 3 か月後の時点では、申立期間①は保険料を過年度納付することができる期間であり、申立期間直後の同年 4 月から同年 6 月までの保険料が納付済みとされていることを考え併せると、申立人が、わずか 1 か月と短期間である申立期間①の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

また、申立期間②について、申立人は、昭和 59 年ごろに督促状のようなものが送られてきたので、2 か月分をまとめて、慌てて郵便局で納付したと主

張しているが、この当時申立人が居住していた区を管轄する社会保険事務所（当時）では、未納者に対して督促状を発送していた可能性は否定できないとしている上、申立人が納付したとする郵便局は、当時存在していたことが確認できる。

さらに、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、仮に、申立人が督促状を受領していたのであれば、2か月と短期間である申立期間②の保険料を納付したと考えるも特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年9月から51年3月までの期間及び60年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年9月から51年3月まで
② 昭和60年2月から同年3月まで

私は、会社を退職した後に市役所出張所で転入手続を行い、その際に、国民年金の加入手続も行った。その後、市役所から郵送された納付書により銀行で国民年金保険料を納付した。

私は、海外から帰国したすぐ後にも、市役所出張所で国民年金の再加入手続を行った。その後、市役所から郵送された納付書により銀行で国民年金保険料を納付した。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②を除き、25年以上に渡る国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、昭和51年8月であると推認されるが、その時点では、申立期間①は、過年度納付により国民年金保険料を納付することが可能な期間である上、申立人は申立期間①の保険料をさかのぼって納付したかもしれないと述べていること及び当時市役所では過年度納付書を社会保険事務所（当時）から預かっていたことが確認できることなどを踏まえると、保険料の納付意欲の高かった申立人が、7か月と短期間である申立期間①の保険料を納付したと考えるも特段不合理な点はみられない。

さらに、申立期間②については、申立人が所持する年金手帳により、申立人が海外から帰国した直後に、国民年金の再加入手続を行っていたことが推認できることから、再加入手続を行っておきながら、わずか2か月と短期間である申立期間②の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和50年9月から51年3月までの期間及び60年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 3100

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月から57年3月まで

私は、昭和56年5月又は6月ごろ、市役所で、夫と一緒に国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、夫が夫婦二人分を一緒に、市役所で納付していた。

申立期間について、夫の国民年金保険料が納付済みとされているにもかかわらず、私の分が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は、申立人の夫が夫婦二人分を一緒に納付していたと主張しているところ、申立人の夫は、申立人が国民年金に加入してからは、申立人の夫が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた旨証言している上、申立人の夫の申立期間の保険料は納付済みとされている。

また、申立期間は1回、かつ、6か月と短期間であり、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所及び夫の仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年4月から6年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月から6年3月まで
② 平成9年8月から同年10月まで

私は、平成5年4月に会社を退社する際、事務担当者から国民年金などの手続について説明を受けていたので、退社後に区役所で国民健康保険の加入手続と共に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、その後、納付書により自宅近くの金融機関で申立期間①の国民年金保険料を納付していた。9年8月に会社を退社した際も同様の手続を行い申立期間②の保険料を納付していた。申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①は12か月と短期間である。

また、申立期間①について、申立人は、その直前まで勤務していた会社の事務担当者から退社後の国民年金及び国民健康保険などについての切替手続について説明を受けていたことから、退社後その説明どおりに区役所で切替手続を行ったと主張しているところ、当時、申立人が勤務していた会社では退職者に対して社会保険関係の事務手続について説明を行っていたことが確認できることから、申立内容に特段の不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、区役所で国民健康保険の加入手続を行った際、併せて厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、送られて来た納付書により自宅近くの金融機関で申立期間①の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立期間①当時、申立人は、国民健康保険に加入してい

ることが確認できる上、保険料を納付したとする金融機関で納付書により保険料を納付することは可能であったことから、申立人の主張は、信憑性が高いものと認められる。

2 一方、申立期間②について、申立人は、平成9年8月に会社を退社の際も区役所で国民年金及び国民健康保険への切替手続を行ったと主張しているが、当該期間に国民健康保険に加入していた記録が確認できないことから、同様に国民年金の加入手続も行わなかったと考えるのが自然である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険から国民年金への切替手続や保険料の納付についての記憶が不明確であることから、当時の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年4月から6年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 3102

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年7月から50年3月まで
② 昭和55年1月から同年3月まで

私の国民年金については、私が20歳を過ぎたころ、父親が加入手続きを行ったが、保険料については、私が父親から渡された納付書により納付した。納付に当たっては、父親と同居時には父親が市役所に行く用事が多く、その時に同乗させてもらい市役所窓口で納付を行い、父親と別居してからは郵便局でも納付したのにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、3か月と短期間である上、申立人は、申立期間②の前後の保険料は納付済みであり、申立期間②の途中で転居しているものの、同一市内における転居であることに加え、住所変更の手続きもその都度適切に行っているものと認められることから、申立期間②の保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたとする郵便局は申立期間②当時実在していたこと、及び当該郵便局において国民年金保険料の納付が可能であったことが確認でき、申立内容に特段不合理な点は認められない。

2 一方、申立期間①について、申立人は、その父親が申立人の国民年金の加入手続きを行ったとしているが、その時期については20歳を過ぎたころとしか記憶していないことから、国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人の国民年金加入手続が行われた時期は、申立人が居住していた市の記録から、昭和 50 年 9 月ごろと推認され、この時点では申立期間の一部については、時効により保険料を納付することができないとともに、申立人もさかのぼって保険料を納付した旨を述べていない。

さらに、申立人は、申立期間①の前後を通じて同一市内に居住しており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 62 年 1 月までの期間、63 年 6 月及び同年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から 62 年 1 月まで
② 昭和 63 年 6 月
③ 昭和 63 年 9 月

私は、国民年金の加入手続について、はっきりとした時期及び場所の記憶はない。

国民年金保険料については、私が 20 歳になった昭和 45 年*月から同居していた妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきた。

申立期間の保険料については、自営の美容院を訪れる集金人へ納付しており、夫婦二人分の保険料を欠かさず納付してきた。

美容院の経営は順調であり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

2 申立期間①について、申立人は、美容院において夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していたとしているところ、申立期間①当時の集金人等についての記憶は鮮明である上、申立人が居住していた区における制度とも一致していることが確認でき、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、昭和 54 年 5 月に美容院を開業して以来現在に至るまで継続して営業しており、申立期間①の途中で自宅を新築するなど、国民年

金保険料を納付するだけの資力はあったものと考えられる上、美容院の店先において集金人に保険料を欠かさず納付してきたとする申立人の記憶は具体的かつ鮮明であり、申立期間①の保険料が未納とされていることは不自然である。

3 申立期間②及び③については、いずれも1か月と短期間である上、申立期間②及び③の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間②及び③が未納とされているのは不自然である。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和57年4月から62年1月までの期間、63年6月及び同年9月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から46年3月までの期間、同年10月から48年12月までの期間、49年2月から同年3月までの期間、57年4月から62年1月までの期間、63年6月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年9月から46年3月まで
② 昭和46年10月から48年12月まで
③ 昭和49年2月から同年3月まで
④ 昭和57年4月から62年1月まで
⑤ 昭和63年6月
⑥ 昭和63年9月

私は、国民年金の加入手続について、はっきりとした時期及び場所の記憶はない。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料については、私の夫が20歳になった昭和45年*月から、私が夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきた。

申立期間④、⑤及び⑥の保険料については、夫と営む美容院を訪れる集金人に納付しており、私が夫婦二人分の保険料を欠かさず納付してきた。

美容院の経営は順調であり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

2 申立期間①、②及び③について、申立人は、昭和45年2月からその夫と同居を始め、二人分の国民年金保険料を自宅を訪れる集金人に納付したとしているところ、申立人が申立期間①、②及び③当時居住していた区にお

いて集金人制度が存在していることが確認できる上、申立人はその夫とともに美容師として継続して働いており、保険料を納付できるだけの資力があつたものと考えられることから、申立人の夫の保険料が納付済みとされ、申立人の保険料が未納とされているのは不自然である。

- 3 申立期間④について、申立人は、美容院において夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していたとしているところ、申立期間④当時の集金人等についての記憶は鮮明である上、申立人が居住していた区における制度とも一致していることが確認でき、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、昭和 54 年 5 月に美容院を開業して以来現在に至るまで継続して営業しており、申立期間④の途中で自宅を新築するなど、国民年金保険料を納付するだけの資力はあつたものと考えられる上、美容院の店先において集金人に保険料を欠かさず納付してきたとする申立人の記憶は具体的かつ鮮明であり、申立期間④の保険料が未納とされていることは不自然である。

- 4 申立期間⑤及び⑥については、いずれも 1 か月と短期間である上、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間⑤及び⑥が未納とされているのは不自然である。

- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 45 年 9 月から 46 年 3 月までの期間、同年 10 月から 48 年 12 月までの期間、49 年 2 月から同年 3 月までの期間、57 年 4 月から 62 年 1 月までの期間、63 年 6 月及び同年 9 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年10月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月から5年3月まで

私の国民年金の加入手続は、平成4年10月ごろに私の母親が市役所で行った。私は、母親から、「娘の国民年金保険料は未納がないように、納付書により金融機関で納付してきた。」と聞いており、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ6か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の母親が納付書により毎月金融機関で納付したと主張しているところ、当時、同金融機関は実在しており、納付書により保険料を納付することは可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は申立人の兄と連番で払い出されており、その兄の保険料は納付済みとなっていることから、申立人のみ保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立人が納付したと主張する保険料額は、実際に納付した場合の金額とおおむね一致している。

その上、申立人は、申立期間後について国民年金保険料の未納はなく、厚生年金保険から国民年金への切替手続きも適切に行われていることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 8 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月から 61 年 3 月まで

私は、私の夫が昭和 55 年に厚生年金保険に加入した際、夫に勧められて市役所で国民年金の任意加入手続を行った。国民年金保険の納付については、数か月毎に金融機関で納付書を使用して納付したはずであり、任意加入被保険者の資格喪失の届出をした憶えはないことから、申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を市役所又は金融機関で納付書を使用して納付したと主張しているところ、申立期間当時、申立人が居住していた市では納付書方式を採用していたことが確認できる上、同市役所及び金融機関で保険料を納付することは可能であるとともに、申立人が 3 か月毎に納付したと主張する保険料は、実際に納付した場合の金額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、オンライン記録によると、申立期間は未加入期間であるが、申立人は国民年金の資格喪失手続を行った記憶はないと主張しているところ、申立期間当時、申立人の住所及びその夫の仕事に変更はなく、生活状況に特段大きな変化は認められない上、喪失する理由も見当たらず、申立人の夫は「妻が国民年金の資格喪失をする理由はなく、資格喪失した話をきいたこともない。」と証言していることから申立人の主張は基本的に信用できる。

さらに、申立人は、申立期間当時の保険料を 3 か月ごとの期別納付で納付したと主張しており、当時の納付方法も期別納付であったことが確認できたことから、保険料が還付された形跡もなく昭和 58 年 7 月のみ、納付済みと

なっているのは不自然である。

加えて、申立人は、昭和 49 年 4 月に国民年金に加入して以降、国民年金資格を喪失することなく国民年金保険料を納付し、申立人の夫が厚生年金保険に加入した 55 年 3 月にも任意加入して申立期間直前まで保険料を納付したことが確認できることから保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から40年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から40年10月まで

私は、昭和50年11月に20歳までさかのぼって国民年金保険料を特例納付した。平成20年10月の年金裁定請求時に、年金見込額の試算をしてもらった際には、納付月数480月とされていたのに、その後、申立期間は脱退手当金支給済みの厚生年金保険被保険者期間で国民年金の未加入期間のため納付月数が455月に変更され、申立期間の保険料を還付する旨の通知が送られてきた。申立期間の保険料を還付するのではなく、国民年金保険料の納付期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、平成21年1月に厚生年金保険被保険者期間と国民年金被保険者期間を記録統合するまでは、国民年金の強制被保険者期間として記録され、第2回特例納付によって納付済みとされていたが、この記録統合によって、申立期間は、脱退手当金支給済みの厚生年金保険被保険者期間で国民年金の未加入期間とされたため、同年同月に、申立期間の保険料は還付する旨の決議がされている。

しかしながら、行政側に本来納付できない厚生年金保険被保険者期間を含む期間の特例納付の納付書を作成したという誤りがあり、このため、申立人が申立期間の保険料を納付し、これが長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかである上、申立期間の厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金が支給済みであり、厚生年金保険の被保険者でなかったものとみなされることをも踏まえると、制度上国民年金の被保険者となり得ないことを

理由として申立期間の保険料を還付することにより、申立期間を納付月数から除外することは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の主張どおり、申立期間を国民年金保険料の納付期間として認めることが相当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年6月までの期間及び平成2年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から同年6月まで
② 平成2年4月

私は、20歳の時に勤務していた店の事業主宛に、市役所からハガキが届いたため、国民年金の加入手続を行い、店に来た集金人に、国民年金保険料を納付していた。申立期間①の保険料は、金額は憶えていないが、転居して、店の経営を始めた昭和45年2月以後に、私が、店に来た集金人に納付していたはずである。申立期間②の保険料は、納付書で納付していたことを憶えている。私は、保険料をずっと納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②を除き、35年以上に渡る国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人が述べている申立期間①及び②の国民年金保険料の納付方法は、それぞれ当時申立人が居住していた地域の納付方法と一致しているなど、申立内容に不自然さはみられず、保険料の納付意欲の高かった申立人が、6か月及び1か月といずれも短期間である申立期間①及び②の保険料を納付していたと考えても特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人の特殊台帳では、申立期間①直後の昭和45年7月から48年3月までの国民年金保険料は納付済みとされているにもかかわらず、申立期間①当時申立人が居住していた市が保管する国民年金被保険者名簿では、この期間の保険料は未納とされており、行政側の記録管理が適切に行われて

いなかった可能性がうかがえる。

加えて、申立期間②については、前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人の住所や職業に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間②の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 7 月から 55 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月から 55 年 4 月まで

私は、昭和 52 年 9 月に国民年金に加入して以来、厚生年金保険の適用事業所に勤めていた期間を除いては、必ず国民年金に加入の上、欠かさず国民年金保険料を納付してきた。申立期間については、54 年 7 月に会社を辞めた後、同年 8 月に転居した区において国民年金への再加入手続を行い、銀行で納付書により保険料を納付してきたのに、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 8 月に転居先の区役所において国民年金への再加入手続を行った後、銀行で納付書により保険料の納付を行っていたとしているところ、申立人が所持している国民年金手帳には 54 年 8 月に国民年金への再加入手続とともに住所変更手続を行った記載が認められ、申立人が国民年金への再加入手続を行いながら、申立期間の保険料を全く納付しなかったとは考え難い。

また、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間においては、国民年金保険料をすべて納付している上、保険料を前納している年度もあり、住所変更等の手続も適切に行われていることから、国民年金に対する意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 8 月から 60 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 8 月から 60 年 9 月まで

私の国民年金については、昭和 47 年 4 月以降、私の妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。私と妻は一緒に保険料を納付していたので、私のみ保険料が未納となっていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、それ以前の約 12 年にわたる期間の国民年金保険料をすべて納付しており、その後も厚生年金被保険者期間を除き、60 歳になるまでの約 6 年間の保険料をすべて納付しているにもかかわらず、途中の申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人の妻は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきたとして、いるところ、当時から申立人夫婦が居住していた区の収滞納一覧表から夫婦の納付日が一致していることが確認できる上、申立人の妻については、当委員会に納付記録の訂正について申立てを行った結果、申立期間の保険料は納付済みとなっている。

さらに、申立人は、申立期間後において国民年金保険料の未納はない上、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行われていることから国民年金に対する意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 7 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月から 43 年 3 月まで

私は、昭和 42 年 9 月ごろ、区役所の支所で転出手続を行った際に、同年 7 月から同年 9 月までの 3 か月分の国民年金保険料を納付した。同年 10 月から 43 年 3 月までの保険料は、転居先の区で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和 42 年 7 月から同年 9 月までの期間については、申立人は、同年 9 月に区役所の支所で転出手続を行った際に、この期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人が保険料を納付したとする区役所の支所では、この当時、保険料の収納を行っていたことが確認できる上、納付したとする金額も当時の保険料額と一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間のうち昭和 42 年 10 月から 43 年 3 月までの期間については、申立人は、42 年 9 月に転居した後に、転居先の区で国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人が所持する国民年金手帳により、申立人は、同年 10 月に住所変更手続きを行っていることが確認できる上、この当時は任意加入中であることから、住所変更手続きを行っておきながら、当該期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立期間は 1 回、かつ 9 か月と短期間である上、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から同年9月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から同年9月まで

私は、昭和49年10月ごろに、集金人に勧められ、国民年金の加入手続きを行った。

加入手続き後の国民年金保険料については、納付書により市役所の窓口で納付していた。その後、付加年金にも加入し、定額保険料に加えて付加保険料を納付しており、60歳以降も国民年金及び付加年金に任意加入していたにもかかわらず、申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ6か月と短期間である。

また、申立人が所持する国民年金手帳及び申立人の被保険者名簿では、平成4年3月に付加年金の資格を喪失した形跡は見当たらない上、申立人の納付記録では、申立期間の定額保険料は同年3月にまとめて納付されていることが確認できることから、申立期間の付加保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、国民年金加入期間について、定額保険料をすべて納付している上、60歳以降も国民年金及び付加年金に任意加入しているなど、国民年金保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から同年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含め、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から同年3月まで

私は、昭和53年10月に私の夫に勧められて国民年金の任意加入手続を行い、その際、付加年金にも加入した。申立期間の定額保険料及び付加保険料は、毎月、自宅に送られてきた納付書により市役所の支所で納付していたはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ3か月と短期間である。

また、申立期間の前後の期間の定額保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて申立人の住所や夫の職業に変更はなく、生活状況に特段の変化は認められないことから、途中の申立期間に係る定額保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間前後の付加保険料は納付済みとなっていることから、申立期間についても同様に付加保険料を納付していたとするのが自然である。

加えて、申立人は、国民年金に任意加入している上、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているとともに、付加保険料を納付している期間も確認できることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年4月から同年12月まで

私は、昭和61年4月ごろに私の夫の勤務先から国民年金の加入に関する案内があったことから、区役所へ行って第3号被保険者の手続を行った。申立期間について、私は第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続を行い、当初、私は全額免除の申請手続を行ったが、半額免除に決定したことを記憶しており、国民年金保険料については、仕事の合間に訪問先の近隣にある金融機関で納付書により半額分の保険料を納付したはずである。私は、当時の確定申告書の写しを保管しており、国民年金保険料額も記載されていることから、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の確定申告書の写しを保管しており、その社会保険料控除欄に記載されている支払保険料額は、当時の申立人の国民健康保険料額よりも高額であることが確認できることから、申立期間の国民年金保険料が計上されているものと推認でき、申立期間に係る保険料を納付していた可能性が高いものと認められる。

また、申立人は、申立期間後の未納期間について、当時、生活が困窮していたことから、この先は納付しなくてもいいと思ったことを鮮明に記憶しているとして、今回、申立てをしていないことから、申立人の主張は一貫性があり、基本的に信用できる。

さらに、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間について実際に納付した場合の金額とおおむね一致している上、申立期間は1回、かつ9か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 3115

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から同年3月まで

私は、昭和42年12月に結婚してからは、義母が私の夫や自身の国民年金保険料と一緒に私の保険料を納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ3か月と短期間である。

また、申立期間直後の昭和42年4月の国民年金保険料は、特殊台帳によると43年7月5日に納付されたことが確認できることから、その時点において、申立期間の保険料は、過年度納付により納付することは可能である上、先に経過した申立期間の保険料を納付しないまま、直後の期間について過年度納付を行うのは不自然である。

さらに、申立人の夫は、「私たち夫婦が結婚した時に、私の母親から、お嫁さんの国民年金保険料も納付しなければいけないという話を聞いた。」旨証言している。

加えて、申立人は、申立期間後、国民年金保険料をすべて納付している上、昭和52年6月からは、定額保険料に加えて付加保険料も納付していることが確認できることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 3116

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から52年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から52年11月まで

私は、大学在学中に私の両親が私の国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたことを憶えており、結婚してからは引き続き任意加入して自分で保険料を納付していた。未納期間がないように気をつけて納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の未納期間がないように注意を払い、必ず国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、昭和50年8月に転居した際の、申立人の国民年金の住所変更手続は、国民年金被保険者名簿及び申立人の国民年金手帳から52年12月に行われていることが確認でき、その時点で申立期間の保険料を納付することは可能であった上、当時、転居後の市役所の窓口で過年度分の納付書を作成していたことが確認できるとともに、納付済みとされている期間に過年度納付により保険料を納付していた期間が確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の国民年金手帳及び被保険者台帳の申立人の氏名が間違えて記載されていること、及び本来保存されているべき昭和50年度以降の国民年金被保険者台帳が存在していないことなどから、当時、行政側の記録管理に不備があったものと認められる。

さらに、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であり、申立期間当時の標準報酬月額からみて、申立人は保険料を納付する資力を十分に有していたものと推認できる。

加えて、申立人は、国民年金に任意加入している上、申立期間を除いて未納期間はないことから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 3117

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、以前から国民年金に加入しようと思っていたので、昭和 55 年 5 月に市役所へ行き、国民年金の任意加入手続を行った。国民年金保険料は、市役所から送られてきた納付書により金融機関で現金を添えて納付した。第 3 号被保険者になる直前の時期まで国民年金保険料を納付した記憶があり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 12 か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付書により金融機関で納付したと主張しているところ、当時、同金融機関は昭和 44 年 4 月に開設されており、納付書により保険料を収納することは可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、国民年金の第 3 号被保険者制度が開始された当時、国民年金保険料の負担がなくなった上、金融機関まで納付に行く必要もなくなったので、安堵したことを鮮明に記憶していることから、申立人は第 3 号被保険者になる直前の時期まで国民年金保険料を納付していたものと推認できる。

加えて、申立人は、国民年金に任意加入している上、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料の未納はないことから保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年2月及び同年3月

私の夫は、市役所の支所の窓口で私が国民年金に任意加入できることを聞いたことから、昭和54年2月ごろに同支所で私の国民年金の任意加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、加入手続の際、私の夫がその場で現金により納付したはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ2か月と短期間である。

また、申立人は、申立人の夫が市役所の支所で申立人の国民年金の加入手続を行った際、その場で申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、当時、同支所の窓口で保険料を納付することは可能であったことから申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、昭和54年2月に国民年金の任意加入手続を行っていることが確認できることから、加入手続のみを行い、加入した直後の国民年金保険料を納付していなかったとするのは不自然である。

加えて、申立人は、国民年金に任意加入している上、申立期間後の国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しているとともに、保険料を前納している期間も確認できることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 11 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 11 月から 56 年 3 月まで

私が 20 歳になった際、私の姉が私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。国民年金保険料は、口座振替で納付することとしたが、実際に口座振替が始まるまでは、姉に保険料を預け、自宅に来た集金人に納付してもらっていた。

私の姉が国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった際、申立人の姉が申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の姉は、申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付していた旨証言している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人の国民年金の加入手続きは、昭和 56 年 3 月ごろに行われたものと推認でき、その時点では、申立期間は、現年度納付により国民年金保険料を納付することが可能な期間である。

さらに、申立人の姉は、厚生年金保険加入期間を除き、35 年以上に渡る国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められ、納付意欲の高かった申立人の姉が、5 か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付したと考えるも特段不合理的な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年

金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から46年3月まで

私は、結婚を機に会社を退職後、しばらくして市役所で国民年金の加入手続を行った。その際に、窓口で未納期間の国民年金保険料の金額と月数を計算してもらい、市役所の窓口か金融機関でまとめて納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ16か月と比較的短期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、加入手続後に市役所の窓口又は金融機関でまとめて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年12月に払い出されていることが確認でき、その時点では申立期間の保険料は過年度納付により納付することが可能であった上、申立人が加入手続後にまとめて納付したとする保険料額は、申立期間の保険料をまとめて納付した場合の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人の夫は、「当時、妻（申立人）から会社退職後に国民年金に加入し、未納がないように保険料を納付していると聞いていた。」旨証言している。

加えて、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、口座振替を利用するなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 7 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月から 53 年 3 月まで

私の母親は、私が 20 歳になった後、区役所で私の国民年金の加入手続を行った。その後、昭和 53 年に私が結婚するまでの間、母親又は私が、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の母親が加入手続を行い、母親又は申立人が国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の姉は、「妹（申立人）が 20 歳代前半だったころ、母親が妹の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていた。」と述べている上、申立人の友人も、申立人が結婚する前から国民年金に加入している旨証言していることから、申立人の主張には信憑性^{びよう}がある。

また、申立人は、申立期間当時、実家へ行った際に納付書を持ち帰り、自宅近くの銀行で国民年金保険料を納付していたことなど、保険料を納付していた当時の状況について、具体的かつ鮮明に記憶している。

さらに、申立人は、申立期間当時、複数の職業に従事し、かなりの収入があったことがうかがえる上、申立人の母親も、厚生年金保険における標準報酬月額が、申立期間の前後を通じて、上位等級で推移していることから、申立期間の保険料を納付するだけの資力は、十分あったものと考えられる。

加えて、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を完納している上、国民年金の種別変更手続もほぼ適切に行っているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成12年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年7月から10年8月まで
② 平成12年8月及び同年9月

私は、学生時代に国民年金保険料の免除手続を行わず、そのまま放置していたが、卒業後の平成11年4月からは、郵便局などで保険料を納付していた。

また、平成12年10月、区役所の国民年金係の窓口で、学生時代の未納期間の保険料について相談した際に、その職員から、19か月分の保険料額の提示があったので、すぐに、その分の保険料をさかのぼって納付した。

私は、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人の基礎年金番号が、平成12年9月に付番されており、申立人は、この時期に国民年金の加入手続を行ったものと推認できるところ、申立人の国民年金保険料の納付記録によると、同年10月に、その時点で納付可能な10年9月までさかのぼり一括して過年度納付しており、申立人は、その時点で納付することができるすべての保険料を納付しておきながら、加入手続当時のわずか2か月の保険料を納付しなかったとは考えにくい。

また、申立期間②は、2か月と短期間であり、その前後の国民年金保険料は納付済みである。

さらに、申立人が所持する郵便局の貯金通帳から、平成12年12月に口座振替により当月分の国民年金保険料が納付されていたことが確認できる

が、オンライン記録では、同年 12 月分の保険料は、14 年 11 月に過年度納付されたことになっているなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

2 一方、申立期間①については、申立人が、平成 12 年 10 月に、申立期間当時にさかのぼり 19 か月分の国民年金保険料を納付したと主張しているが、その時点で、申立期間①は時効により保険料を納付することができない上、記録上、同年 10 月、その時点で納付可能な申立期間①直後の 10 年 9 月から 12 年 3 月までの 19 か月分の保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 12 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年3月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から58年3月まで

私は、昭和52年ごろ、自営業を始めたのをきっかけに、経理担当の弟が姉弟二人分の国民年金の加入手続を行ったが、国民年金保険料を納付する余裕がなかったので、申請免除の手続を行った。その後、54年ごろに過去の保険料を納付することができる制度があることを知り、母親からお金を借りて、国民年金の加入時期までさかのぼり一括して保険料を納付した。

また、申請免除とされている期間については、過去の国民年金保険料を一括して納付してしまったことから、申請していた保険料の免除は、取り消されてしまうものだと思っていたので、弟が、姉弟二人分の保険料を納付していたはずである。

さらに、その後の期間についても、引き続き、弟が国民年金保険料を納付していたはずである。

私は、申立期間が申請免除期間及び保険料の未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和48年3月から52年3月までの期間については、申立人が、54年ごろ、国民年金保険料をさかのぼり一括して納付したと主張しているところ、この時期は、第3回特例納付が実施されていた時期である上、申立人は、特例納付することが可能な国民年金の強制被保険者であるとともに、申立人が述べる保険料額も、実際に納付した場合に必要な金額とほぼ一致しており、申立内容に不自然さはみられない。

また、申立人は、申立人の母親から現金を借りて、同期間の国民年金保

険料を納付したと述べるなど、保険料を納付した当時の状況について、具体的かつ鮮明に記憶している上、申立期間当時、申立人と同居していたとするその父親は、その当時、厚生年金保険における標準報酬月額が上位等級であったことが確認できることから、申立人の保険料を納付するだけの資力は十分あったものと考えられる。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から 58 年 3 月までの期間については、申立人の弟が、姉弟二人分の国民年金保険料を納付していたところ、申立人自身は、保険料納付に直接関与しておらず、その弟からも証言を得ることができないことから、同期間の保険料の納付状況は不明確である。

また、申立人及びその弟の国民年金保険料の納付記録によると、国民年金の加入手続を行った時期から、その弟が厚生年金保険に加入するまでの間、二人の保険料の納付状況は、すべて一致しているところ、その弟も申立期間のうち前述の期間が申請免除期間及び未納期間とされている。

さらに、申立期間のうち、昭和 52 年度から 56 年度までの申請免除とされている期間について、申立人は、52 年ごろ、申請免除の手続を行ったが、54 年ごろに過去の国民年金保険料を一括して納付してしまったため、申請免除が取り消されてしまうものと思い、弟が姉弟二人分の保険料を納付していたはずであると主張しているところ、制度上、保険料の免除が認められた期間について、それ以前の未納とされている保険料を納付したからといって、免除を取り消されることはない。

加えて、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに同期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 3 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から52年2月までの期間及び同年10月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年2月から52年2月まで
② 昭和52年10月から53年3月まで

私は、昭和50年11月に結婚したが、それまでは、私の母親が、母親及び私の二人分の国民年金保険料を自宅に来た集金人に納付していた。結婚後は、私の妻が、夫婦二人分の保険料を自宅に来た集金人に納付していた。

私の母親及び妻が、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が申請免除又は未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年11月に結婚するまでは、申立人の母親が、母親及び申立人の国民年金保険料を自宅に来た集金人に納付していたと主張しているところ、申立人の母親は、国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、60歳に到達するまでの期間の保険料をすべて納付しており、保険料の納付意欲は高かったものと認められ、その母親の申立期間①のうち48年2月から50年10月までの保険料は納付済みとされていることから、申立人の母親が、この期間の申立人の保険料を納付したと考えるも特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、結婚後は、申立人の妻が、夫婦二人分の保険料を自宅に来た集金人に納付していたと主張しているところ、申立人の妻は、国民年金加入期間の大半の保険料を納付しており、保険料の納付意欲は高かったものと認められ、その妻の申立期間①のうち昭和50年11月から52年2月までの保険料は納付済みとされていることから、申立人の妻が、この期間の申立人の保険料を納付したと考えるも特段不合理な点は認められない。

さらに、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間①のうち昭和 48 年 2 月から 50 年 3 月までの保険料が申請免除とされているが、48 年当時申立人が居住していた市が保管する被保険者名簿では、同年 2 月及び同年 3 月の保険料は納付済みとされていることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

加えて、申立期間②は 6 か月と短期間であり、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所及び仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間②の保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から53年3月までの期間及び56年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年10月から53年3月まで
② 昭和56年4月から同年6月まで

私は、昭和50年9月に会社を退職し、市役所で国民年金の加入手続きを行った。

その後すぐに結婚したので、結婚後は、私が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に自宅に来た集金人に納付し、その際に領収書を受け取った。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、それぞれ6か月及び3か月と短期間であり、申立期間①及び②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所及び申立人の夫の仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間①及び②の保険料が未納とされていることは不自然である。

また、申立人は、申立期間①及び②を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

さらに、申立人は、申立人が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、申立人の夫の申立期間②の国民年金保険料は納付済みとされている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年6月から同年10月までの期間、2年3月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月から平成元年3月まで
② 平成元年6月から同年10月まで
③ 平成2年3月
④ 平成2年11月

私は、昭和56年の暖かい時期に市役所で国民年金の加入手続を行い、その時点で過去にさかのぼって納付が可能な未納期間の保険料を納付書により金融機関で納付した。加入後の保険料も納付書により金融機関で納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②、③及び④については、それぞれ5か月、1か月及び1か月と短期間である。

また、申立期間②、③及び④について、申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年6月に払い出されていることが確認できることから、その時点で申立人が当該期間の国民年金保険料を納付することは可能であった。

さらに、申立人は加入手続当初、過去にさかのぼって納付が可能な未納期間の国民年金保険料を納付書により金融機関で納付したと主張しているところ、申立期間②、③及び④当時、納付書により金融機関で過年度の保険料を納付することは可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

加えて、申立期間②、③及び④の前後の期間は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された後に、過年度納付されていることが確認できるこ

とから、当該期間の保険料も同様に過年度納付されていたものと推認できる。

- 2 一方、申立人は昭和 56 年の暖かい時期に市役所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、加入時期を特定するような明確な記憶がないことから、加入状況が不明である。

また、申立期間①については、上記 1 で述べたように、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、昭和 56 年に国民年金の加入手続を行った時点で、申立期間①のうち、昭和 54 年度及び 55 年度の納付が可能な保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、平成 3 年 6 月に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された後、申立人はその時点で納付が可能な元年 4 月以降の保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人は 3 年 6 月ごろに国民年金の加入手続を行い、過年度納付を行ったとするのが合理的である。

加えて、申立期間①について、行政機関が長期間にわたり事務処理を誤ることは考え難い。

その上、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年 6 月から同年 10 月までの期間、平成 2 年 3 月及び同年 11 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年2月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年2月から同年8月まで

私は、昭和60年2月に退職後、父親から年金は大切であると言われたこともあり、市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、父親に立て替えてもらい、市役所で納付した。申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年2月に退職後、国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の母親は、申立人が国民年金に加入したことを聞いた旨証言している。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、申立人の父親に立て替えてもらい納付したと主張しているところ、申立人の父親は、申立人の保険料を立て替えた憶えがあると証言している上、その金額も申立人が主張する金額に一致している。

さらに、申立期間は1回、かつ7か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 11 月から 60 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 11 月から 60 年 10 月まで

私は、結婚後に余裕ができたので将来のことを考えて国民年金に任意加入した。その時、過去の厚生年金保険の被保険者期間は、脱退手当金を受給したため将来の年金に反映しないことを知り非常にながかりしたので、国民年金の保険料は払い続けようと思つたことを憶えている上、国民年金の資格喪失手続を行つた憶えもないことから、申立期間が未加入で、保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 24 か月と比較的短期間である。

また、申立人は、国民年金に任意加入して申立期間当時の国民年金保険料を口座振替または納付書により納付していたと主張しているところ、当該期間に国民年金の資格喪失をする理由や記憶もない上、国民年金に任意加入した際、過去に厚生年金保険の脱退手当金を受け取つた期間が、将来の年金額に反映しないことを知らされて非常にながかりしたことから、国民年金の保険料は払い続けようと思つたことを鮮明に記憶しているとともに、申立期間直後の昭和 60 年 11 月から保険料が納付されていることが確認できることから、申立人の主張は信憑性がある。

さらに、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなつており、その前後を通じて申立人の住所やその夫の仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間が未納とされているのは不自然である。

加えて、申立人の夫は、「妻が国民年金に加入して保険料を納付していた

ことは知っていたが、資格を喪失したことや、再度資格を取得した話を聞いた覚えはない。」旨証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 1 月から 61 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 5 月から 53 年 2 月まで
② 昭和 60 年 1 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 52 年 5 月に結婚後、同月のうちに国民年金に任意加入し、その際に、窓口の職員から付加年金を勧められたので付加年金にも加入した。その後、58 年 10 月に国民年金の資格を喪失したが、60 年 1 月に付加年金も含めて再び任意加入手続を行った。申立期間①及び②について、付加保険料を含めた保険料を納付していたにもかかわらず、付加保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立期間は 15 か月と比較的短期間である。

また、申立人の所持する年金手帳では、申立人が昭和 60 年 1 月に国民年金及び付加年金に任意加入した後、第 3 号被保険者となった 61 年 4 月までの間、資格を喪失した形跡は見当たらないことから、申立期間②の付加保険料を納付することは可能であった。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、定額保険料に付加保険料が加算された納付書により納期限内に金融機関で納付していたと主張しているところ、申立期間②の大半の定額保険料は納期限内に定期的に納付されていることが確認できる上、申立人が保険料を納付していたとする金融機関は当時実在し、保険料を収納していたことが確認できることから、申立人の主張は基本的に信用できる。

2 一方、申立期間①について、申立人の所持する年金手帳では、申立人は

昭和 52 年 5 月に国民年金に任意加入しているが、付加年金は 53 年 3 月に加入していることが確認でき、それ以前に付加年金に加入していたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

また、申立人が申立期間①の付加保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、源泉徴収票等)が無く、ほかに申立期間①の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 1 月から 61 年 3 月までの付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月から52年3月まで

私の国民年金については、私が20歳になった時に、母親が加入手続を行い、保険料についても別居するまで母親が納付してくれた。当時、金融機関又は集金人へ保険料を納付しており、もし未納にすれば、市の職員が訪れるか、督促状が送付されるはずなので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和52年12月と推認でき、このことは、申立人が所持する昭和52年度の国民年金保険料納入通知書兼領収書が52年12月22日付けで発行され、52年4月から同年12月までの保険料を一括して53年1月に納付していることから裏付けられる。

また、昭和52年12月の加入時点においては、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であった上、申立人が当時居住していた市においては、過年度保険料の納付書の発行が行われていたことが確認できることから、申立期間の保険料について過年度納付があったものと考えても不合理ではない。

さらに、申立期間当時、申立人と同居し、国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金制度創設当初からの国民年金保険料を納付しており、申立期間の保険料が納付済みとなっている。

加えて、申立人は申立期間以外に保険料の未納はない上、厚生年金保険との切替手続も適切に行われていることから、年金に対する意識が高かったも

のと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から同年3月まで

私は、申立期間の途中の昭和46年3月に自宅で夫と商売を始めた。申立期間の国民年金保険料は、開店準備中の自宅に来た集金人に、私と夫の二人分の保険料を納付した。

申立期間の夫の国民年金保険料が納付済みとされているのに、私の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ3か月と短期間であり、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされている。

また、申立人は、申立人が、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を自宅に来た集金人に納付していたと主張しているところ、申立人が申立期間当時居住していた市では、集金人による保険料の収納が行われていたことが確認できる上、申立人の夫の申立期間の保険料は納付済みとされている。

さらに、申立人は、申立期間後は、60歳に到達するまでの35年以上に渡る期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 3147

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から同年4月までの期間及び58年10月から59年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年2月から同年4月まで
② 昭和58年10月から59年9月まで

私の妻は、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、その後、集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたが、途中からは、金融機関の私の口座からの振替により納付するようになった。

国民年金に加入してから、保険料をすべて納付しているにもかかわらず、申立期間が未加入期間及び保険料の未納期間とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は3か月、申立期間②は12か月と共に短期間であり、申立人は、申立期間①及び②を除き国民年金保険料を完納している上、口座振替制度も利用するなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人の特殊台帳によると、申立期間①は、その当時、申立人が国民年金の被保険者とされ、国民年金保険料が納付済みとされていた期間であることが確認できるものの、平成7年12月に申立人の国民年金の被保険者資格取得日が変更されたことにより未加入期間とされ、9年9月に申立期間①の保険料を還付する旨の決議がなされているが、国民年金の被保険者資格取得日が変更される特段の理由は無く、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立期間②の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、納付意欲の高かった申立人が、途中の申立期間②の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から59年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から59年9月まで

私は、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、その後、集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたが、途中からは、金融機関の夫の口座からの振替により納付するようになった。

国民年金に加入してから、保険料をすべて納付しているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ12か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を完納している上、口座振替制度も利用するなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、納付意欲の高かった申立人が、途中の申立期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年7月から60年6月まで
② 昭和60年10月から61年3月まで

昭和57年1月に結婚した後、私の夫が、市役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。夫は、その際に担当者から結婚前の国民年金保険料をさかのぼって納付することができる旨を聞き、後日、結婚前の55年7月から56年12月までの保険料を納付してくれた。その後、57年1月以降も、夫が保険料を納付してくれていた。夫が、きちんと保険料を納付してくれていたにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、申立人の夫が、申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、その夫は、国民年金の加入手続以後、保険料をすべて納付するなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金保険料の納付記録によると、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和62年9月時点で、納付することができる限度の60年7月までさかのぼって保険料を納付していることが確認でき、申立期間②直後の期間の保険料も納付済みとされていることから、納付意欲の高かった申立人の夫が、6か月と短期間である途中の申立期間②の保険料を納付しなかったとは考えにくい。

2 一方、申立期間①については、申立人は、国民年金の加入手続等に直接

関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の夫も、保険料の納付方法等についての記憶が曖昧であるなど、申立期間①当時の保険料の納付状況は不明確である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 62 年 9 月時点で、申立期間①は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人は、加入手続を行ったとする時期から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年8月から5年5月までの期間及び同年7月から6年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年8月から5年5月まで
② 平成5年7月から6年9月まで

私の国民年金については、平成4年8月に夫が会社を退職したため、夫が自らの国民年金加入手続と共に、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を区役所で行った。申立期間①及び②の国民年金保険料についても、夫が区役所の窓口で夫婦二人分を納付したはずであり、夫の保険料は納付済みとされているのに、私の保険料だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫の国民年金加入手続と共に、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更を行った上で申立期間①及び②の保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁（当時）の記録から、申立人の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続は、夫の国民年金加入手続と同時に行われていたこと、及び申立期間②直後に、夫が再就職に伴い厚生年金保険に加入したことによる第3号被保険者への種別変更手続についても適切に行われていたことが確認でき、このように申立期間の前後において適切に種別変更手続を行いながら、申立期間①及び②の国民年金保険料を全く納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、夫婦二人分の保険料を申立人の夫と一緒に納付していたと主張しているところ、夫の申立期間①及び②の保険料は納付済みとなっている。

さらに、申立人は、申立期間以降に国民年金保険料の未納がない上、付加

年金にも加入するなど保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から同年9月まで

私は、昭和36年4月から国民年金に加入し国民年金保険料を納付していた。45年2月ごろ、区役所で国民年金保険料の納付状況を確認したところ、職員から申立期間の保険料が未納になっていること、及び43年2月から6月までの厚生年金保険の被保険者期間に国民年金保険料を重複して納付しているのを、申立期間の国民年金保険料に充当することなどを説明され、記録の訂正のために国民年金手帳を預けて帰った。その後、区役所から、重複納付した保険料1,250円を充当すること、その場合100円の不足が生じるので、不足分を納付できるように納付書を発行する旨の「事務連絡」文書を受け取った。不足分の100円は46年4月に納付した。

私は、当該事務連絡及び不足分の100円を納付した領収証を今でも所持している。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年2月当時居住していた地域の区役所において、担当職員から43年2月から6月までの国民年金保険料1,250円については、厚生年金保険の加入期間であったことから納付する必要がなかったのを、未納であった39年1月から9月までの国民年金保険料1,350円に充当することとし、なお不足する100円については別途発行する納付書により申立人に納付を求める旨を記した事務連絡を渡されたとしているところ、申立人は、現に当該事務連絡文書及び不足分100円に係る納付書・領収証書を所持しており、手書きでメモ用紙に記された当該事務連絡は、同区役所国民年金担当係のゴム印及び担当職員と思われる認印が押されていることから、真正に作成され

たものと考えられること、及び納付書・領収証書には、39年1月から9月までの充当不足分100円と明記され、46年4月30日付けの領収印が確認できることとともに、厚生年金保険加入期間に納付した国民年金保険料額、充当したとする申立期間の保険料額等、一連の金額はすべて当時の金額と一致する。

また、申立人の国民年金手帳及び特殊台帳には、昭和43年2月から6月までの国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる記載が認められ、当該期間については厚生年金保険加入期間であることから、本来、当該期間の国民年金保険料は還付されるべきところ、当該国民年金手帳及び特殊台帳共に当該期間については、単に斜線等で消去しているのみであり、申立人に対して還付金が支払われた形跡は一切見当たらない。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳にも申立内容を裏付ける内容の記載されていることを考えあわせると、同区役所では、2年の時効を超えていたにもかかわらず、1,250円の還付金と別途納付された100円をもって、申立期間の保険料に充当したものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月まで

私は、制度発足当初に夫と共に国民年金に加入して以来、夫の分と共に市役所の窓口や金融機関で国民年金保険料を欠かさず納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ12か月と短期間である上、申立人は、35年間にわたる国民年金加入期間のうち、申立期間を除いて、すべて保険料を納付しており、途中の申立期間の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立期間の前後を通じて、申立人の住所や申立人の夫の仕事に変更はない上、申立人の夫の収入も安定していたと認められることから、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと考えられる。

さらに、申立人及びその夫の特殊台帳には、夫婦の姓が共に読み誤って記載され訂正された形跡もないことから、申立期間当時の行政側の記録管理が適切でなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月まで

私は、昭和 44 年ごろに市役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後は、自宅に納付書が送られてくるようになったので、納付書を持って、家族の積立貯金と一緒に郵便局で国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 12 か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、郵便局で納付していたと主張しているところ、申立人が保険料を納付していたとする郵便局は当時実在し、保険料を収納していたことが確認できるとともに、申立人が納付していたとする保険料額は申立期間当時の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料について、60 歳到達時まですべて納付している上、保険料を前納している期間もみられるなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から同年12月までの期間及び42年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年7月から同年12月まで
② 昭和42年1月から同年3月まで

昭和36年ごろに、兄が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。加入手続後の国民年金保険料については、兄が未納期間がないように納付していたはずである。その後、39年3月から厚生年金保険に加入し、42年1月に会社を退職した際に、市役所で再び国民年金の加入手続を行った。加入手続後は、夫婦二人分の保険料を一緒に集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立期間は6か月と短期間である。

また、申立人の国民年金保険料の納付記録について、申立期間①直後の昭和38年1月から同年3月までの保険料は、当初未納とされていたが、平成21年7月に記録訂正により納付済みとされたことが確認できることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立期間①の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人及びその兄の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間①が未納とされているのは不自然である。

2 申立期間②について、申立期間は3か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間②の国民年金保険料について、集金人に納付

していたと主張しているところ、申立人が居住していた市では、当時、集金人制度が存在していたことが確認できる上、申立人が納付していたとする保険料額は、申立期間②当時の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間②の国民年金保険料について、申立人が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、その夫の申立期間②の保険料は納付済みとされている。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から44年12月までの期間及び45年7月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から44年12月まで
② 昭和45年7月から46年3月まで

私は、昭和46年12月に結婚後、しばらくして国民年金の加入手続を行った。その後、47年1月に市役所から国民年金手帳及び国民年金保険料の納付に関する通知書が自宅に届いたので、国民年金手帳を受け取りに行き、その際に、通知書の裏に未納期間の保険料額を記載してもらい、後日送付された納付書により、同年5月に夫の申請免除期間の保険料と一緒に市役所で納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後しばらくして国民年金の加入手続を行い、昭和47年5月に申立人の夫の申請免除期間の国民年金保険料と一緒に未納期間の保険料をまとめて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は46年11月に払い出されていることが確認できる上、申立人が保険料を納付したとする時期は、第1回特例納付が実施されていた時期であるとともに、申立人は42年4月から国民年金の強制加入期間となっていることから、申立期間①及び②の保険料を特例納付及び過年度納付により納付することは可能であった。

また、申立人は、国民年金手帳を受け取った際に未納期間の国民年金保険料額を計算してもらい、後日送付された納付書により未納期間の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているところ、申立人は、市役所の担当者が記載したとするメモ書きを所持しており、そのメモ書きには、申立期間①

及び②の保険料を特例納付及び過年度納付により納付する場合の保険料額が記載されていることから、申立人が申立期間①及び②の保険料を特例納付及び過年度納付により納付したと考えるも特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、申立人の夫の免除申請期間の保険料と一緒に納付したと主張しているところ、申立人の夫の申請免除期間の保険料は昭和 47 年 5 月に納付されていることが確認できる上、その夫は、「当時、妻（申立人）から、私の申請免除期間の保険料と一緒に妻の未納期間の保険料をすべて納付してきたと聞いた。」旨証言している。

加えて、申立人の国民年金保険料の納付記録について、申立期間②直後の昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの保険料は、当初未納とされていたが、平成 21 年 12 月に記録訂正により納付済みとされたことが確認できることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたもの認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年9月から39年8月までの期間、44年10月から45年1月までの期間、48年2月から同年6月までの期間及び53年6月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年9月から39年8月まで
② 昭和44年10月から45年1月まで
③ 昭和48年2月から同年6月まで
④ 昭和53年6月から55年3月まで

私は、昭和53年7月に結婚してしばらくしてから、それまで納付していなかった国民年金保険料を納付しようと思い、55年4月ごろ、区役所へ行き国民年金の加入手続を行った。その際、窓口の担当者から特例納付の話聞き、20歳からの未納分の保険料を調べてもらい、後日送られてきた納付書により、郵便局で一括納付したことを記憶しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年4月ごろに区役所で国民年金の加入手続を行った後に、さかのぼって国民年金保険料を一括納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は55年5月に払い出されていることが確認できることから、その時期は、第3回の特例納付が行われた期間である上、申立期間は国民年金の強制加入期間であることから、当該期間の保険料を納付することは可能であった。

また、申立人が、一括納付したとする保険料額は申立期間について実際に納付した場合の保険料額とおおむね一致する。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した数か月後の昭和55年6月に第3回特例納付が終了したことを聞いた際、過去の未納分の保険

料をすべて納付できてよかったと思ったことを鮮明に記憶していることから、申立人は、国民年金の加入手続を行った後に特例納付により保険料を納付していたものと推認できる。

加えて、申立人の弟は、「当時、姉から国民年金保険料を未納がないように一括して納付したと聞いていた。」旨証言している。

その上、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っている上、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をほとんど納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 7 月まで

私は、申立期間当時、洋服店に住み込みで働いており、店主の妻である従姉から国民年金への加入を勧められたことから、昭和 36 年 10 月ごろに市役所で加入手続を行い、その場で数か月分の国民年金保険料を納付した。その後、2 回にわたって自転車で同市役所に行き、保険料を納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 16 か月と比較的短期間である。

また、申立人の国民年金手帳の発行日から、申立人は昭和 36 年 10 月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが確認できることから、加入手続を行ったにもかかわらず、納付意識の高い加入当初の国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した時、市役所まで自転車で行った様子や、保険料を納付した際の状況を具体的かつ鮮明に記憶しており、その主張に不自然さは認められない。

加えて、申立人に国民年金の加入を勧めたとする申立人の従姉は、国民年金制度発足当時から 60 歳に到達するまで国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 3158

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 10 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月から平成元年 3 月まで

私は、昭和 62 年ごろに区役所の年金担当窓口で、「今から国民年金保険料を納付すれば、国民年金を満額受給することができる。」と言われたことから、国民年金の任意加入手続を行い、併せて付加年金にも加入した。申立期間については、63 年 4 月から当該期間を含む 1 年分の定額保険料及び付加保険料を納付したにもかかわらず、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 6 か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの定額保険料及び付加保険料を一括して納付したと主張しているところ、申立期間直前の 63 年 4 月から同年 9 月までの期間は付加保険料を含めて前納していることが確認できることから申立人の主張は信憑性^{びよう}がある。

さらに、申立人が納付したと主張する保険料額は、実際に申立期間を含む 1 年分の保険料をまとめて納付した場合の金額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

加えて、申立人は、国民年金に高齢任意加入している上、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をほとんど納付しているとともに、付加保険料を納付している期間も確認できることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年9月から52年6月まで
② 昭和52年8月及び同年9月

私は、時期は憶えていないが、20歳を過ぎてから区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付した。昭和52年に転居した後、転居先の市役所で再度、国民年金の加入手続を行ったが、同年7月の1か月分みの保険料を納付した記憶はなく、申立期間②の保険料と一緒に納付しているはずである。

申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、2か月と短期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年9月に払い出されていることが確認できることから、その時点で、申立期間②の国民年金保険料を納付することは可能であった。

さらに、申立期間②の前後の期間に係る保険料は納付済みである上、当時の保険料は四半期ごとに収納されていることが確認できることから、昭和52年7月の保険料のみを納付して申立期間②に係る同年8月及び9月の保険料を納付していなかったとするのは不自然である。

2 一方、申立期間①について、申立人は、20歳を過ぎてから区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立期間①当時の加入手続の時期や保険料の納付時期、納付方法等の記憶が不明確であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明

である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前記1に述べたとおり、昭和54年9月に払い出されていることが確認できることから、その時点では第3回特例納付によらなければ申立期間①の国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間①を通じて、申立人は同一区内に居住しており、同一の行政機関が長期にわたり申立人の記録管理を続けて誤ったとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、源泉徴収票等)が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年8月及び同年9月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 6 月から同年 12 月までの期間及び 45 年 5 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 6 月から同年 12 月まで
② 昭和 45 年 5 月から同年 12 月まで

私が 20 歳になった昭和 44 年*月に、父親が市役所で私の国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、父親が私と父親と母親の分を一緒に市役所で納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立期間はそれぞれ 7 か月及び 8 か月と短期間である。

また、申立人は、20 歳の時に申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日から、昭和 44 年 6 月ごろと推認でき、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することは可能であった上、加入手続を行ったにもかかわらず、国民年金保険料を全く納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、申立人の父親が、家族三人分の保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、その両親の申立期間の保険料は納付済みとされている上、申立人の母親は、「息子（申立人）が 20 歳になった時に、夫が息子の国民年金の加入手続を行い、夫が家族三人分の保険料を一緒に市役所で納付していた。」旨証言している。

加えて、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親は、

国民年金制度発足時から国民年金に加入し、保険料を完納している上、10年近くに渡り付加保険料を納付しているなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 5 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月から 46 年 3 月まで

私が昭和 45 年 5 月に会社退職後しばらくして、母親が市支所で私の国民年金の加入手続を行った。

加入手続の際に、母親が市支所の窓口で未納となっていた期間の国民年金保険料をまとめて納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ11か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の母親が市支所でまとめて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日から、昭和 46 年 3 月ごろと推認できるが、その時点では申立期間の保険料は現年度納付が可能であった上、申立人が保険料を納付したとする市支所は当時実在し、現年度保険料を収納していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の保険料を納付したとする母親も国民年金制度発足時から国民年金に加入し、保険料を完納していることから、両人の保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 3162

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 7 月から 37 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から 37 年 8 月まで

私は、昭和 35 年ごろ、町内の知人に勧められて国民年金の加入手続を行ったと思う。

国民年金保険料は、集金人に納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 35 年ごろ、国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年 10 月ごろに、夫と連番で払い出されており、夫婦が一緒に加入手続を行っていること及びその夫の申立期間の国民年金保険料は納付済みとされていることから、夫と一緒に国民年金に加入した申立人のみ保険料が未納となっているのは不自然である。

また、申立期間が含まれる昭和 36 年度は、申立期間を除く期間は国民年金保険料が納付済みとされており、本来特殊台帳が保存される必要があるにもかかわらず、特殊台帳が存在しないことから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立期間は 1 回かつ、14 か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成12年12月から13年9月までは22万円、13年10月から14年9月までは26万円、14年10月から同年12月までは24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年12月1日から15年1月31日まで
厚生年金保険の記録では、申立期間について、標準報酬月額が9万8,000円となっているが、申立期間当時の給与は約32万円であり、勤務内容にも変更は無かった。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書の写しから、申立人は、申立期間に訂正前の標準報酬月額に相当する保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成15年1月31日）の後の平成15年2月5日付けで、申立人の標準報酬月額が、12年12月から13年9月までは22万円が9万8,000円に、13年10月から14年9月までは26万円が9万8,000円に、14年10月から同年12月までは24万円が9万8,000円に引き下げられていることが確認できる上、申立人と同様に、他の従業員34名の標準報酬月額の記録も一律9万8,000円に引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成12年12月から

13年9月までは22万円、13年10月から14年9月までは26万円、14年10月から同年12月までは24万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を昭和49年10月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月3日から50年1月13日まで
申立期間のA社での船員保険の加入記録が欠落している。当時の乗船履歴表によると、昭和49年7月9日にA社からC社に出向となり、同年10月3日にA社に復職し、申立期間、同社に継続して勤務していた。申立期間について船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の乗船履歴表の記録及び事業主の回答書から、申立人は、申立期間において同社の所有する船舶に乗船していたことが認められる。

また、事業主は、申立人は申立期間継続して勤務し、船員保険料も控除していたとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年1月の社会保険事務所(当時)の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和49年10月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成5年7月7日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成4年12月から5年6月までの標準報酬月額については15万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月31日から5年9月1日まで

私は、A社に平成5年8月31日まで在籍し、総務で会計の仕事をしていましたが、厚生年金保険の記録では、4年12月31日で資格喪失となっていて相違している。

申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、A社は平成4年12月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日の後の5年7月7日に4年12月31日にさかのぼって行われていることが確認でき、かつ、申立人の雇用保険被保険者記録、同僚の証言及び申立人の記憶から、申立人は、5年8月31日まで当該事業所に継続して勤務していることが認められ、適用事業所でなくなったとされた日において、同社が適用事業所の要件を満たしていたものと認められることから、当該事業所が適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の取締役であったことが、商業登記簿謄本により確認できるものの、当該資格喪失手続に関与していないと主張している上、同僚が、「申立人の担当業務は経理の責任者であり、経営には参画していなかった。」と証言していることから、申立人が当該資格喪失手続に

関与していたことを示す事情はうかがえない。

一方、申立期間のうち、平成5年7月7日から同年9月1日までの期間については、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったとする理由は認められず、厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細等の資料もないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年12月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、A社が適用事業所でなくなった旨の処理が行われた5年7月7日であると認められる。

また、平成4年12月から5年6月までの標準報酬月額については、申立人のA社における4年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、15万円とすることが妥当である。

神奈川厚生年金 事案 2011

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成3年11月から4年3月までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を、36万円に訂正することが必要である。

また、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、申立人が主張する資格喪失日であったと認められることから、申立人の資格喪失日を平成5年1月31日に訂正し、4年4月から同年12月までの標準報酬月額の記録を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年6月1日から3年11月1日まで
② 平成3年11月1日から5年1月31日まで

私は、平成元年6月から5年1月までA社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録では、3年11月1日から4年4月30日までの期間しか被保険者となっていない。また、3年11月1日から4年4月30日までの期間について、標準報酬月額の記録が8万円となっているが、元年6月から同年10月までは20万円、同年11月及び同年12月は30万円、2年1月からは35万円の給与を受けていたので、被保険者期間及び標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、当初、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は平成5年1月31日、3年11月から4年12月までの期間に係る標準報酬月額は36万円と記録されていた。

しかし、A社が適用事業所でなくなった日（平成5年1月31日）の後の平成5年2月5日付けで4年4月から同年12月までの期間に係る標準報酬月額がさかのぼって15万円に引き下げられ、その後、5年3月5日付けで3年11月から4年12月までの期間に係る標準報酬月額がさかのぼ

って8万円に引き下げられ、さらにその後、5年8月23日付けで申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が4年4月30日に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所（当時）において、当該3度にわたる訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、同社の取締役であったことが確認できるが、同社の従業員は、「申立人を覚えていない。事務所で一緒に勤務したことは無い。」と証言しているところ、事業主は「金庫、印鑑の管理については、営業兼経理担当だった従業員に任せており、申立人は関与していなかった。」と述べていることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額及び資格喪失日について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間のうち、平成3年11月から4年3月までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を、36万円に訂正することが必要である。

また、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、申立人が主張する資格喪失日であったと認められることから、申立人の資格喪失日を平成5年1月31日に訂正し、4年4月から同年12月までの標準報酬月額の記録を36万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間①について、申立人から提出された銀行預金通帳により、申立人がA社から給与の支給を受けていたことが確認できることから、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかし、オンライン記録では、申立人は、申立期間①において、A社の代表取締役であった夫の健康保険の被扶養者であったことが確認できる。

また、申立人は申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料を保有していない。

このほか、申立期間①について、保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成15年7月7日の標準賞与額に係る記録を70万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月7日

私は、A社に勤務していた平成15年7月の賞与について、厚生年金保険料を控除されて支給されたにもかかわらず、この時の標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する賞与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、その所持する賞与明細書から70万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主による申立人の申立期間に係る保険料の納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したとしているが、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

神奈川厚生年金 事案 2013

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和53年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月29日から同年5月1日まで
会社の指示により、出向先のA社から出向元のB社へ勤務先が変更になった。異動日は「昭和53年5月1日付け」である。出向先のA社担当者の書類作成ミスにより、日付を誤記したため異動した際の厚生年金保険被保険者記録が1か月欠落している。申立期間の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の異動辞令及び同社の保管する健康保険組合に係る健康保険被保険者資格喪失届から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和53年5月1日に、A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和53年3月の社会保険事務所（当時）の記録から11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資格喪失日について誤って届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行っ

たものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川厚生年金 事案 2014

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成8年5月から11年12月までの期間に係る標準報酬月額については、8年5月から同年9月までの期間は36万円、8年10月から11年12月までの期間は34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月1日から13年1月1日まで
私が、A社に勤めていた申立期間の給与は月額40万円であったのに、この期間の標準報酬月額が22万円になっているので調査し訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成8年5月1日から12年1月1日までの期間については、申立人所持の給与支給内訳書及び平成9年度から12年度までの地方税納税通知書から、申立人は、オンライン記録による標準報酬月額を上回る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額か申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、給与支給内訳書及び地方税納税通知書から確認できる報酬額又は保険料控除額から、当該期間に係る標準報酬月額は、平成8年5月から同年9月までの期間は36万円、8年10月から11年12月までの期間

は 34 万円とすることが妥当である。

なお、事業主による申立人の当該期間に係る保険料の納付義務の履行については、経理担当の取締役が実際の給与より低い報酬月額で届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 12 年 1 月 1 日から 13 年 1 月 1 日までの期間については、申立人の所持する平成 12 年分給与所得の源泉徴収票に記載されている保険料控除額が、オンライン記録による標準報酬月額に見合う保険料額であることが確認できることから、当該期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間のうち平成17年1月から同年8月までの期間の標準報酬月額を34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年1月1日から18年6月21日まで
私は、平成15年10月から18年6月20日までの期間にA社で働いていたが、給与の減額はなかったのに、申立期間の標準報酬月額が低くなっており、納得できない。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与支給明細書により、平成17年4月及び同年5月については、34万円の標準報酬月額に相当する保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、平成17年6月24日付けで申立人の同年1月から同年5月までの期間の標準報酬月額が、当初の34万円から9万8,000円にさかのぼって引き下げられていることが確認できる上、A社で同時期に2年さかのぼって標準報酬月額が引き下げられている者も複数確認できる。

さらに、A社の代表取締役は、「厚生年金保険料の滞納があり、役員等の標準報酬月額を引き下げた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成17年6月24日付けで行われた訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、社会保険事務所が行った当該訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡^{そきゅう}及訂正処理の結果として記録されている申立人の同年1月から同年8月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た34万円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立期間のうち平成 17 年 9 月から 18 年 5 月までの期間について、当該訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（17 年 9 月 1 日）で申立人の標準報酬月額が 9 万 8,000 円と記録されているところ、当該処理については訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、B 市発行の申立人の所得証明書の社会保険料控除額から計算すると、オンライン記録と同額の標準報酬月額 9 万 8,000 円に相当する厚生年金保険料額であると考えられる。

さらに、A 社の経理担当者は、「標準報酬月額訂正後は、訂正後の標準報酬月額相当の保険料を給与から控除した。」と供述している。

加えて、A 社で同時期に標準報酬月額を訂正された同僚の給与支給明細書から、オンライン記録どおりの標準報酬月額相当の保険料が控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和48年9月から49年7月までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を48年9月及び同年10月は13万4,000円、48年11月から49年7月までは15万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年8月から46年9月まで
② 昭和48年8月から49年7月まで

厚生年金保険の被保険者記録について、A社（現在は、C社）B工場に勤務していた期間のうち、昭和45年から49年にかけて20数箇月にわたり標準報酬月額が誤っている。給与明細書を提出するので、支給されていた給与に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和48年9月から49年7月までの期間について、厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の標準報酬月額は10万4,000円と記録されている。

しかし、C社提出の健康保険厚生年金保険被保険者台帳の記録には、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、48年9月及び同年10月は13万4,000円、48年11月から49年7月までは15万円と記録されていることが確認できる。

また、申立人が保管する昭和48年9月から49年7月までの給与明細書により確認できる厚生年金保険料の控除額に相当する標準報酬月額と、C社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者台帳に記録されている標準報酬月額が一致している。

さらに、C社は、「社内記録である健康保険厚生年金保険被保険者台帳の記載内容どおりに社会保険事務所に届出を行っている。」と回答してい

る。

これらを総合的に判断すると、当該期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人の主張する標準報酬月額であったと認められる。

一方、申立期間①及び申立期間②のうち昭和 48 年 8 月の申立人の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者原票と、C社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者台帳の記録及び給与明細書の厚生年金保険料の控除額に相当する標準報酬月額が一致していることから、これを認めることはできない。

また、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、C社より提出された健康保険厚生年金保険被保険者台帳の記録から、昭和 48 年 9 月及び同年 10 月は 13 万 4,000 円、48 年 11 月から 49 年 7 月までは 15 万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C工場における資格喪失日に係る記録を昭和51年12月1日に訂正し、同年11月の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月30日から同年12月1日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が欠落しているとの回答を得た。後になって、当該期間は事業所がA社からB社に変わった時であることを知った。

しかし、両社の代表取締役は同一人であり、私は、申立期間も含めて勤務場所や勤務内容は変わっていないので、当該期間について被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の元同僚の証言から、申立人は申立期間について、A社に継続して勤務し（昭和51年12月1日にA社C工場からグループ会社のB社に異動）、事業主により申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和51年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

一方、厚生年金保険被保険者原票によると、A社C工場は、昭和51年11月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間は適用事業所としての記録が無い。しかし、複数の元同僚が、「申立期間も継続して勤務していた。」と証言していることから、同社C工場は、当時の

厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C工場における資格喪失日に係る記録を昭和51年12月1日に訂正し、同年11月の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月30日から同年12月1日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が欠落しているとの回答を得た。後になって、当該期間は事業所がA社からB社に変わった時であることを知った。

しかし、両社の代表取締役は同一人であり、私は、申立期間も含めて勤務場所や勤務内容は変わっていないので、当該期間について被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の元同僚の証言から、申立人は申立期間について、A社に継続して勤務し（昭和51年12月1日にA社C工場からグループ会社のB社に異動）、事業主により申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和51年10月のA社C工場における社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

一方、厚生年金保険被保険者原票の記録によると、A社C工場は、昭和51年11月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間は適用事業所としての記録が無い。しかし、複数の元同僚が、「申立期間も継続して勤務していた。」と証言していることから、同社C工場は、

当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成10年9月1日から11年1月1日までの期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を10年9月1日に訂正し、同年9月から同年12月までの標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月1日から11年1月1日まで

私は、A社で舞台や催事等の照明部門の企画や演出の仕事をしていた。厚生年金保険の記録では、平成11年1月1日から加入となっているが、実際は、10年3月に見習いとして入社し、同年4月1日から正社員として保険料を給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち平成10年9月1日から11年1月1日までの期間については、申立人の保有する10年11月及び12月分の給与明細書並びに同年分源泉徴収票及び申立人の保有するA社の同年分源泉徴収簿により、申立人は、同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間のうち、平成10年4月1日から同年9月1日までの期間については、A社から関係事務を委託されていたとする税務会計事務所が提出した申立人に係る交通費の記録及び複数の同僚の証言から、申立人が当該期間に同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人の保有する平成10年分源泉徴収票の社会保険控除額は、申立人の保有するA社の同年分源泉徴収簿に記載されている、

同年 9 月から同年 12 月までの期間に係る社会保険料控除額と一致することが確認できる。

また、税務会計事務所は、「申立人についての平成 10 年 8 月以前の社会保険料の控除に関する資料は無く、当該期間は、見習い期間であり、保険料は控除していないと思う。」旨を回答しており、源泉徴収票に記載されている就職年月日及び給与明細書に記載されている入社年月日は、いずれも 10 年 9 月 1 日であることが確認できる。

さらに、申立人と同時期に入社した同僚は、「申立人は、新卒者に対して入社の数箇月前から始まった研修に途中から加わったので、正社員になるのが遅れたのかもしれない。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間のうち平成 10 年 9 月から同年 12 月までの標準報酬月額については、上記の給与明細書、源泉徴収票及び源泉徴収簿から、17 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に死亡しており、事業所の実態も確認できず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年10月21日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を7年10月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間のうち、平成7年12月から18年8月までの期間に係る標準報酬月額の記録については、7年12月から8年9月までは47万円、8年10月から15年3月までは44万円、15年4月から18年8月までは47万円と訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年10月21日から同年12月1日まで
② 平成7年12月1日から18年9月1日まで

社会保険事務所からもらった厚生年金保険の年金記録照会回答票を確認したところ、会社が平成7年12月以降の標準報酬月額について虚偽の届出をしていることが分かった。標準報酬相違の届出をされていた他の同僚3名と共に社長に問いただしたところ、20年8月まで改ざんしていることを認めたため、保険料時効消滅期間の2年分についてさかのぼって記録を訂正してもらったが、18年8月以前の標準報酬相違についても訂正してもらいたい。

また、厚生年金保険の記録によると、申立期間①が被保険者となっていないが、経営上の都合で平成7年10月までは関連会社から、同年11月以降はA社から、間を空けることなく同額の給与が振り込まれている。保険料控除も12か月分控除されているので記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の所有する給与振込口座の預金通帳及び平成7年分給与所得の源泉徴収票により、申立人がA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、平成7年分給与所得の源泉徴収票において確認できる保険料控除額から、47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資格取得日について、平成7年10月21日に届け出るべきところを、同年12月1日として届け出たと認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年10月及び同年11月の保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これら標準報酬月額の範囲内のいずれか低い方を認定することとなる。

申立人の保有する給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、申立期間の全期間にわたり47万円であり、一方、当該給料明細書において確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、平成7年12月から8年9月までは47万円、8年10月から15年3月までは44万円、15年4月から16年9月までは56万円、16年10月から18年8月までは53万円である。

したがって、申立人の標準報酬月額として認定される額は、平成7年12月から8年9月までは47万円、8年10月から15年3月までは44万円、15年4月から18年8月までは47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、平成7年12月から18年8月までの申立期間②の全期間にわたり一致していない上、事業主は、誤った標準報酬月額で届出を行ったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成9年4月及び同年5月は26万円、9年6月から同年8月までは28万円、9年9月は26万円、9年10月から10年8月までは28万円、10年9月から11年4月までは30万円、11年5月及び同年6月は28万円、11年7月から12年10月までは30万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から12年11月1日まで

平成9年4月にA社に入社し、最初から28万円くらいのお給料をいただき、保険料もその金額分で差し引かれていたが、厚生年金保険の被保険者記録では、標準報酬月額が18万円になっていておかしい。

給与明細書からは給与支給額に相当する保険料が控除されているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書の報酬月額及び保険料控除額から、平成9年4月及び同年5月は26万円、9年6月から同年8月までは28万円、9年9月は26万円、9年10月から10年8月までは28万円、10年9月から11年4月までは30万円、11年5月及び同年6月までは28万円、11年7月から12年10

月までは30万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録とは一致しておらず、オンライン記録によると、平成9年4月から12年9月までは18万円、12年10月は20万円となっていることから、事業主は給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 21 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、26 年 10 月 3 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、当該期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 21 年 2 月及び同年 3 月は 200 円、21 年 4 月から 22 年 5 月までは 450 円、22 年 6 月から 23 年 7 月までは 600 円、23 年 8 月から同年 12 月までは 7,200 円、24 年 1 月から同年 4 月までは 7,500 円、24 年 5 月から 26 年 9 月までは 8,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 2 月 1 日から 26 年 10 月 3 日まで

私は、前に勤めていた会社の同僚に紹介されて、昭和 21 年 10 月に A 社 B 工場に入社し、26 年 9 月まで同工場に勤務した。その間、給与から厚生年金保険料を控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同姓同名かつ同一生年月日の者が同社において昭和 21 年 2 月 1 日に資格を取得し、26 年 10 月 3 日に資格を喪失した旨の記載が確認できる。

また、申立人が提出した写真及び同僚の証言により、申立人は A 社に昭和 21 年 2 月 1 日から 26 年 10 月 3 日まで継続して勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の被保険者記録であり、事業主は、申立人が昭和 21 年 2 月 1 日に資格を取得、26 年 10 月 3 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認

められる。

なお、標準報酬月額については、上記の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和21年2月及び同年3月は200円、21年4月から22年5月までは450円、22年6月から23年7月までは600円、23年8月から同年12月までは7,200円、24年1月から同年4月までは7,500円、24年5月から26年9月までは8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成4年10月から5年2月までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を、32万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成5年3月26日から同年4月1日までの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年3月26日に訂正し、5年3月の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成5年3月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年10月1日から5年3月26日まで
② 平成5年3月26日から同年4月1日まで

申立期間①について、平成20年11月ごろ社会保険事務所の職員が自宅に訪問した際、A社に勤務していた時の標準報酬月額が10万4,000円に下げられていることが分かった。給与明細書等の資料は無いが、1か月35万円から36万円の給与に見合った保険料を控除されていたと思うので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

また、申立期間②について、勤務していたレストランの経営がA社からB社に移った際にも、厚生年金保険には継続して加入していたと思うので、当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する32万円と記録されていたところ、申立人がA社において資格を喪失した日（平成5年3月26日）の後の平

成6年3月3日付けで、さかのぼって10万4,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人を除く43名についても申立人と同様の訂正処理が行われていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、申立人と同様の訂正処理が行われている同僚が所持している給与明細書から、訂正前の標準報酬月額で厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められず、当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、32万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、申立人は、勤務していた事業所の経営母体がA社からB社に変わった際の状況を詳細に記憶しており、その説明は、当時の同僚の供述と一致している。

また、同僚は、「申立人は当該期間にB社に勤務していた。」と供述している。

さらに、申立人と同様に、当該期間の被保険者記録が欠落している同僚が保管する当該期間に係る給与明細書には、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた旨の記載が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、B社に継続して勤務し、当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、平成5年4月のB社に係る社会保険事務所の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主による申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業所及び事業主の現住所が不明であるため確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を 36 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 3 月 1 日から同年 11 月 11 日まで
平成 20 年 11 月ごろに社会保険事務所から通知があり、照会したところ、申立期間について、標準報酬月額が 9 万 8,000 円に下げられていることが分かった。給与明細書等は残っていないが、35 万円ぐらいの給与額があり、それに見合った厚生年金保険料も控除されていたはずなので、正しい標準報酬月額に直してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する報酬月額に相当する 36 万円と記録されていたところ、申立人の A 社における被保険者資格の喪失日である平成 8 年 11 月 11 日の後の 9 年 4 月 2 日付けでさかのぼって 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

また、A 社の代表者を含め同社で被保険者資格を取得していた同僚については、オンライン記録によると、137 名中 88 名（うち、52 名が申立人と同日の 9 年 4 月 2 日に訂正処理）がさかのぼって標準報酬月額を引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 36 万円に訂正することが必要である。

神奈川厚生年金 事案 2025

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は平成9年2月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、24万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月31日から同年2月1日まで

厚生年金保険の被保険者記録では、A社の資格喪失日が平成9年1月31日となっているが、退職した日が同年1月31日であり、添付した「厚生年金保険資格取得・喪失連絡票」及び「厚生年金基金連合会の年金支給義務承継通知」には資格喪失日が同年2月1日とあるため、同社の資格喪失日は同年2月1日が正しいと思う。

厚生年金保険被保険者資格の喪失日を平成9年1月31日から同年2月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

企業年金連合会が提出した厚生年金基金の加入記録、雇用保険の加入記録、A社の保持する雇用保険被保険者離職証明書及び申立人が提出した厚生年金基金連合会の年金支給義務承継通知により、申立人が同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記の企業年金連合会が提出した厚生年金基金の加入記録及び申立人が提出した厚生年金基金連合会の年金支給義務承継通知によると、申立人が平成9年2月1日にA社で当該厚生年金基金の加入員資格を喪失したことが確認でき、加入期間に欠落は無い。

さらに、事業主に照会したところ、当時、厚生年金保険の資格取得及び喪失に係る届出は、複写式の様式を使用しており、厚生年金基金に提出したものと同一内容の書類で社会保険事務所（当時）に届出を行っていた旨

の回答があった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が平成9年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間に係る厚生年金基金の記録から、24万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成10年1月から11年8月までの期間は56万円、11年9月から12年9月までの期間は59万円、12年10月から15年1月までの期間は62万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月1日から15年2月17日まで

厚生年金保険の受給手続の際、被保険者記録照会回答票で申立期間の標準報酬月額が低くなっているのが分かった。私が所持しているA社の給与明細書では、記録されている標準報酬月額より高い額の厚生年金保険料が給与から控除されているので、控除されていた保険料に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、平成10年1月から11年8月までの期間は56万円、11年9月から12年9月までの期間は59万円、12年10月から15年1月までの期間は62万円と記録されていたところ、15年2月25日付けで、10年1月1日にさかのぼって9万8,000円に引き下げられ、A社が適用事業所に該当しなくなった日（平成15年2月27日）まで継続していることが確認できる上、申立人を除く3名についても同様の処理が行われていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本から、申立人はA社の取締役であるが、同社の代表取締役は、申立人の当該事業所における職務は運行管理であり、申立人は社会保険事務には関与していなかったと証言している。

これらを総合的に判断すると、平成15年2月25日付けで行われた遡及^{そきゅう}訂正処理は事実^{じじつ}に即したものと^とは考え難く、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、申立人の申立期間

の標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、10年1月から11年8月までは56万円、11年9月から12年9月までは59万円、12年10月から15年1月までは62万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和44年11月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、45年3月25日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、10万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月21日から45年3月25日まで

昭和44年11月21日付けの辞令交付でA社B支店から同社C支店の開設準備室に転勤したが、44年11月21日から45年3月25日までの期間の厚生年金保険被保険者の記録が無い。給料から厚生年金保険料は控除されていたので記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社本店本部の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日が一致している者が、昭和44年11月21日に資格を取得し、45年3月25日に資格を喪失していることが確認できる。

また、上記の被保険者記録における厚生年金保険被保険者番号は、申立人の番号であることから、当該記録は申立人の被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主が申立人の主張する昭和44年11月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、45年3月25日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、10万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和46年5月27日に訂正し、標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月27日から同年6月1日まで

私は昭和31年4月1日にA社（現在は、C社）に入社し、平成5年7月1日まで継続勤務していた。ところが同社から同社B支社に転勤した際の、昭和46年5月27日から同年6月1日までの年金記録が欠落しているため、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者資格記録、C社の回答及び同社の申立人に係る職歴証明書から判断すると、申立人は申立期間の前後を含め同社に継続して勤務し（昭和46年5月27日にA社から同社B支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和46年6月の社会保険事務所（当時）の記録から10万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、標準報酬月額記録については、平成11年4月は26万円、11年5月から同年7月までは36万円、11年8月は34万円、11年9月は32万円、11年10月及び同年11月は34万円、11年12月は30万円、12年1月は34万円、12年2月は32万円、12年3月、12年5月、12年6月及び同年8月は34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成11年4月1日から13年3月31日まで

申立期間当時は、A社に正社員として勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録における標準報酬月額の記録と、給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額に相違がある。申立期間に係る標準報酬月額を、給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与支払明細書記載の報酬月額又は保険料額から、平成11年4月は26万円、11年5月から同年7月までは36万円、11年8月は34万円、11年9月は32万円、11年10月及び同年11月は34万円、11年12

月は 30 万円、12 年 1 月は 34 万円、12 年 2 月は 32 万円、12 年 3 月、12 年 5 月、12 年 6 月及び同年 8 月は 34 万円とすることが必要である。

一方、申立期間のうち、平成 12 年 4 月、同年 7 月及び同年 9 月から 13 年 2 月までの期間については、事業主により給与から控除されていた厚生年金保険料に基づく標準報酬月額、社会保険事務所（当時）に届け出られた標準報酬月額と同額であり、申立人が主張する報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う保険料控除は行われていないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち平成 12 年 4 月、同年 7 月及び同年 9 月から 13 年 2 月までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務の履行については、給与支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が申立期間の大部分の期間にわたり一致していないことから、事業主は給与支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月1日から同年5月1日まで

昭和49年4月1日にA社に入社し、51年1月に退社するまで同社の従業員として、継続して勤務していた。厚生年金保険の記録では、49年4月1日から同年5月1日までの加入記録が無いが、この期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶及び同僚の証言から、申立人が昭和49年4月1日にA社に入社し、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人の同僚は、「A社では入社と同時に厚生年金保険に加入していた。」と述べているところ、申立人と同じ日に入社し、同一の業務に従事していたとする同僚2名の同社に係る厚生年金保険の資格取得日は昭和49年4月1日となっている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は

無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない、

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 39 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1 万 4,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月 29 日から 39 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 37 年 10 月 1 日から 50 年 8 月 5 日まで A 社 B 支店に勤務していたが、社会保険庁の記録では 38 年 10 月 29 日から 39 年 7 月 1 日までの期間の厚生年金保険加入記録が欠落しているため、当該期間被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚の証言により、申立人が申立期間において A 社 B 支店に継続して勤務している事が推認できる。

一方、申立人の社会保険事務所の記録から、昭和 50 年 12 月 25 日付けで、申立人が 37 年 10 月から 39 年 6 月までの国民年金保険料の還付を受けていることが確認できる。

このように、申立人が国民年金保険料の還付を受けた理由は、社会保険事務所では、申立人が申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを確認したものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和 38 年 10 月 29 日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日とする合理的理由は無く、申立人の当該事業所における資格喪失日は、特殊台帳から確認できる国民年金保険料の還付を受けた期間の直後の 39 年 7 月 1 日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者名簿には、昭和 38 年 10 月の定時決定の記載があることから 1 万 4,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における資格取得日に係る記録を昭和27年6月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年6月26日から同年7月4日まで
昭和27年6月にA社B支店から同社C本店(その後、D支店と名称変更)に転勤になった。同社B支店での資格喪失日は27年6月26日となっているが、同社本店では着任後の同年7月4日を資格取得日として届出されたため、1か月が欠落していると思うので被保険者期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社からの回答及び同社の社員台帳から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し(昭和27年6月26日に同社B支店から同社本店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和27年7月の社会保険事務所(当時)の厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業所の社員台帳には昭和27年6月26日に本店への異動が発令されるとともに、同年7月4日に営業部預金課に配属された旨の記載があり、また、この配属日である7月4日は社会保険事務所では知り得ない日付であることから、事業主が同年

7月4日をA社本店の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川県厚生年金 事案 2033

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を昭和43年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月26日から同年8月1日まで

昭和43年4月1日にA社に入社し、同日付けで子会社のB社に出向した。4か月後に出向解除されA社C営業所へ配属された。厚生年金保険被保険者記録が1か月欠落しているが、継続勤務していたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社からの回答及び同社の人事異動発令から判断すると、申立人が同社及びB社に継続して勤務し（昭和43年8月1日に子会社のB社からA社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和43年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないと認めていることから、その結果、社会保険事務所は申立人に係る43年7月の保険料の納付告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を昭和 58 年 7 月から 60 年 5 月までは、26 万円に訂正することが必要である。

また、申立人の A 社における資格喪失日は、昭和 60 年 11 月 1 日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額を、昭和 60 年 6 月は 26 万円、60 年 7 月から同年 10 月までは 28 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 7 月 1 日から 60 年 6 月 30 日まで

② 昭和 60 年 6 月 30 日から同年 11 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録を照会したところ、2つの申立期間について標準報酬月額及び被保険者期間の回答をもらった。

しかし、私が、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額は、当時もらっていた給与額と大幅に相違している。

また、申立期間②の資格喪失日についても相違しており、納得いかないので調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①の標準報酬月額は、A社の厚生年金保険被保険者名簿において、当初、昭和 58 年 7 月から 60 年 6 月までは 26 万円、60 年 7 月は 28 万円と記録していたところ、58 年 7 月及び 60 年 7 月の月額変更記録を取り消して、59 年 1 月にさかのぼって 18 万円と訂正されていることが確認できる上、申立人を除く 43 名についても申立人と同様の処理が行われている。

また、雇用保険の記録から申立人が A 社に昭和 60 年 10 月 31 日まで勤

務していたことが確認できる。

一方、申立人のA社における資格喪失日は、上記の被保険者名簿において、昭和60年3月31日と記録されていたものを、同年10月30日と訂正し、再度、同年6月30日に訂正しており、喪失の受付日として同年12月13日と記載されているのが確認できる。

さらに、A社は、昭和60年10月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、上記被保険者名簿によると、喪失の受付年月日が同年12月13日と記載されている被保険者が44名存在することから、同社は、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日の後も、当時の厚生年金保険強制適用事業所の要件を満たしていたことが認められ、同社が適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらのことから、申立人の標準報酬月額の見直し及び3度にわたる資格喪失日の記録に係る処理は、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日の後に行われたことがうかがわれ、事実と異なる処理であることが認められることから、社会保険事務所が当該処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、上記、標準報酬月額の減額処理及び資格の喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立期間①の標準報酬月額については、当該訂正処理前の記録により、26万円と訂正することが必要と認められる。

また、申立期間②の資格喪失日については、雇用保険の離職日の翌日である昭和60年11月1日であると認められる。

なお、申立期間②に係る標準報酬月額は、上記被保険者名簿の訂正前の記録から、昭和60年6月は26万円、60年7月から同年10月までは28万円と訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和28年11月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、30年10月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行っていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和28年12月から29年4月までは8,000円、29年5月から30年9月までは1万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年12月1日から30年10月1日まで
厚生年金保険の記録によると、昭和28年12月1日から30年10月1日までの期間の被保険者記録が無いが、A社には継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同姓同名、かつ同じ生年月日の者が昭和28年11月1日付けで同社同出張所において被保険者資格を取得し、30年10月1日付けで資格を喪失した記録が確認できる。

また、上記の者の厚生年金保険被保険者番号は、申立人の被保険者番号と同一であることから、上記の記録は申立人の記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和28年11月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、30年10月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行っていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の記録から、昭和28年12月から29年4月までは8,000円、29年5月から30年9月までは1万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち平成元年9月については26万円、3年8月は24万円、5年9月は30万円、14年4月から同年9月までの期間については41万円に訂正する必要がある。

なお、それぞれの事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年9月1日から同年10月1日まで
② 平成2年12月10日から13年1月21日まで
③ 平成14年4月1日から同年10月1日まで

ねんきん定期便が送付されてきたことから、給与明細書と突合を行った結果、申立期間①に勤務したA社、申立期間②に勤務したB社、申立期間③に勤務したC社において給与明細書とは相違した保険料が控除されている。また、B社については、給与明細において一定の期間、厚生年金基金の掛金と一緒に控除されているなど、不自然な記載となっており、全期間を申し立てるので検証をし、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書又は事業所から提出のあった源泉徴収簿において確認できる報酬月額から、平成元年

9月 は 26 万円とし、給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、3年8月 は 24 万円、5年9月 は 30 万円、14年4月から同年9月までの期間については41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社、B社及びC社は、それぞれ、手続きに誤りがあった旨を回答していることから、それぞれの事業主は、給与支給明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、それぞれの事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立人が提出した給与明細書によれば、申立期間のうち、平成2年12月 は、オンライン記録による標準報酬月額が給与明細書において確認できる報酬月額を上回っている額であること、また、3年1月から同年7月までの期間、同年9月から5年8月までの期間及び同年10月から12年12月までの期間についてはオンライン記録による標準報酬月額と給与明細書の控除額に相当する標準報酬月額が一致又は上回っていると認められることから、これを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する平成17年10月17日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を17年10月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成17年5月17日から同年10月17日まで
平成13年4月1日から17年10月17日までの間、A社に勤務した。
同年10月17日に同社からB社に転職したが、厚生年金保険の記録では同年5月17日の退職となっており、同年5月17日から同年10月17日までが空白になっている。その期間は同社に勤務したことは間違いないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、社員名簿及び給与明細書により、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、健康保険組合が保管する確認日が押印された資格喪失届（正）において、申立期間に係る資格喪失年月日について、平成17年5月17日と一旦記載された後に同年10月17日に訂正され備考欄に事由該当として10月16日と記載されていることが確認できる。

さらに、厚生年金基金が保管する加入員資格喪失届についても、上記と同様に、申立人の資格喪失日は平成17年10月17日に訂正されている。

加えて、厚生年金保険被保険者資格確認通知書における申立人の資格喪失日も平成17年10月17日に訂正されており、これらの届出は複写式のものであったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する平成17年10月17日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったこ

とが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間に係る厚生年金基金の記録から、26万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和50年5月30日に申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月30日から同年5月30日まで

私は、昭和26年4月から62年8月31日まで継続してA社に勤務していたが、同社B支店から同社C支店へ転勤したころの期間の記録が抜けているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間にA社に継続して勤務（昭和50年5月30日にA社B支店から同社C支店に異動）していたことが認められる。

また、D厚生年金基金が保管する申立人に係る厚生年金基金加入員資格喪失届及び同資格取得届によると、申立人が昭和50年5月30日にA社B支店で同基金加入員資格を喪失し、同日に同社C支店で同資格を取得したことが確認でき、同基金の加入期間に欠落は無い。

さらに、D厚生年金基金に照会したところ、「申立期間当時、厚生年金基金加入員資格喪失届及び同資格取得届は複写式の様式を使用しており、同基金に提出したものと同一内容の書類を社会保険事務所にも提出していた。」との回答があった。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和50年5月30日に申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間に係る厚生年金基金の記録から、20万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社の平成17年12月2日の標準賞与額の記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月2日

社会保険庁（当時）から送られてきた、ねんきん定期便を見て、平成17年12月2日に支給された賞与額が低い金額で記録されていることが分かった。賞与明細書を提出するので、正しい賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、平成17年12月2日の標準賞与額は125万9,000円となっているところ、申立人が提出したA社の平成17年12月支給の賞与明細書から、申立人は申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については賞与明細書の支給額から150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤った標準賞与額で届出を行ったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川厚生年金 事案 2040

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 43 年 7 月 8 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、44 年 1 月 11 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額については、2 万 6,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月 8 日から 44 年 1 月 11 日まで

私は、昭和 43 年 7 月ごろ、A 社に入社し、同年末まで勤務した。国民健康保険ではなく、厚生年金保険の健康保険証を会社から受け取った記憶があるが、厚生年金保険の被保険者記録が無いため、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で、生年月日が 1 日相違している者が、昭和 43 年 7 月 8 日に資格を取得し、44 年 1 月 11 日に資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人の同僚は、申立人と同姓同名の従業員はいなかったと述べている上、申立人は、30 歳になるまで生年月日を 1 日間違えていたと述べていることから、当該被保険者記録は、申立人の被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主が、申立人の主張する昭和 43 年 7 月 8 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、44 年 1 月 11 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、2 万 6,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

A社の事業主は、申立人が昭和23年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、28年4月15日に同資格を喪失した旨の届出を、B社の事業主は、申立人が28年5月15日に同資格を取得し、29年4月1日に同資格を喪失した旨の届出を、それぞれ社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和23年8月から同年12月までは2,700円、24年1月から同年4月までは4,800円、24年5月から25年3月までは4,500円、25年4月から28年3月までは5,000円、28年5月から29年3月までは6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 明治45年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和23年8月1日から28年4月15日まで
② 昭和28年5月15日から29年4月1日まで

私は、昭和23年8月にA社に就職した。その後、B社に転職したが、この期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。調査して、この期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で、生年月日及び厚生年金保険被保険者記号番号が同じ者が昭和23年8月1日に資格を取得し、28年4月15日に資格を喪失していることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人が昭和23年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出及び28年4月15日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認め

られる。

申立期間②について、B社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で、生年月日及び厚生年金保険被保険者記号番号が同じ者が昭和28年5月15日に資格を取得し、29年4月1日に資格を喪失していることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人が昭和28年5月15日に被保険者資格を取得した旨の届出及び29年4月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該被保険者記録により、昭和23年8月から同年12月までは2,700円、24年1月から同年4月までは4,800円、24年5月から25年3月までは4,500円、25年4月から28年3月までは5,000円、28年5月から29年3月までは6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和24年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、25年10月27日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年10月1日から25年10月27日まで

A社に勤務していた全期間の厚生年金保険記録がない。申立期間当時、私は、旋盤工として同事業所に勤務していた。申立期間の一部の給与明細書を所持しており、厚生年金保険料が控除されているので、当該期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で、生年月日及び被保険者番号が同じ者が昭和24年10月1日に資格を取得し、25年10月27日に資格を喪失していることが確認できる。

また、A社には申立人と同姓同名の被保険者は、他にいないことから、上記の被保険者記録は申立人の被保険者記録であると認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、事業主は、申立人の主張する昭和24年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、25年10月27日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 27 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 7 月 21 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 27 年 2 月から同年 5 月までは 5,000 円、27 年 6 月は 6,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 2 月 1 日から同年 7 月 21 日まで

私は、昭和 26 年 9 月に A 社に入社し、44 年 8 月に退社するまで、継続して同社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録によると、途中で 5 か月の空白期間が生じている。当時、同社に B 支店が開店したときに、転勤をしたことがあるが、その際の手続で記録が欠落したのではないか。

申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社本社が保管する従業員の名簿によると、申立人及び同僚 2 名について、備考欄に「27.2.2 転勤」の記載が確認できる。

また、A 社 B 支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、上記の同僚 2 名の資格取得日が昭和 27 年 2 月 1 日と記録されているとともに、同日に資格を取得し、同年 7 月 21 日に資格を喪失している申立人と同姓同名で同じ生年月日の者の被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和 27 年 2 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 7 月 21 日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記録から、昭和 27 年 2 月から同年 5 月までは 5,000 円、27 年 6 月は 6,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年2月及び同年3月

私は、夫が国民年金の第2号被保険者から第1号被保険者になれば、妻である自分も第1号被保険者になるという認識があったので、平成11年2月に市役所で国民健康保険の手続を行った同日又は後日に、国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への資格変更手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、私が夫婦二人分で2万6,000円から2万7,000円を金融機関で納付しており、夫の保険料が納付済みとされているのに私の分が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が納付したとする金額も、納付済みとされている申立人の夫の申立期間の保険料額とほぼ一致しており、夫婦二人分の申立期間の保険料額とは一致していない上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、平成11年2月に国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への資格変更手続を行ったと主張しているが、社会保険庁の記録によると、申立人が申立期間について第1号被保険者としての資格を取得したのは、申立期間直後で、申立人の夫が厚生年金保険加入中の同年4月から14年10月までの期間について、16年12月に3号特例の処理が行われた時点であることが確認でき、申立期間については、当時、国民年金保険料を納付する必要がない第3号被保険者期間であったことが推認できることから、申立人が11年2月に第1号被保険者への資格変更手続を行ったとは考え難い上、申立期間は、16年12月の時点でも、時効により保険料を納付することがで

きない期間である。

さらに、申立人の年金手帳の国民年金の記録欄からも、申立人が平成元年3月に国民年金の第3号被保険者の資格取得後、16年4月に資格喪失するまでは、国民年金の第1号被保険者の資格取得及び喪失の記録が記載されていないことから、申立期間当時、申立人は国民年金の第3号被保険者のままであったと推測できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から49年11月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から49年11月まで

私は、母親から、付加保険料を納付しておけば老後により多くの年金がもらえると勧められたので、昭和48年1月ごろに国民年金の加入と同時に付加年金に加入した。付加保険料を含む国民年金保険料については、前夫と同居した49年9月までの期間にあっては、私が会社勤め当時の蓄えから納付し、その後入籍する同年11月までは母親が納付した。いずれも集金人に納付しており、その集金人の名前や領収書の枠が緑色で右上に付加年金の枠があったことを憶えている。また、付加保険料の月額は、300円から400円であり、申立期間中に上がったように記憶している。

申立期間の付加保険料を納付していたのに、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年1月ごろに国民年金の加入と同時に付加年金に加入したとしているが、申立人は申立期間当時の年金手帳を所持しておらず、社会保険庁（当時）及び申立人が申立期間当時居住していた市の記録においても申立人が付加年金に加入したことをうかがわせる形跡が見当たらない。

また、申立人は集金人の名前や付加保険料の領収書の様式を記憶しているとしているが、このことをもって申立人が申立期間において付加保険料を納付していたものと推認することは困難である。

さらに、申立期間について、付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに付加保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年7月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月から同年10月まで

私は、平成5年7月に会社を退職し、同年8月に国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、平成5年8月に、一度にまとめて納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年7月に会社を退職し、同年8月に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を一度にまとめて納付したと主張しているが、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6年2月に払い出されており、申立期間の国民年金被保険者資格の確認も、同年同月に申立期間前後の厚生年金保険の被保険者期間が統合された時点で行われていることから、それまでは、申立期間は未加入期間であったと推認される上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 6 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 6 月から 59 年 3 月まで

私は、昭和 59 年ごろに区役所から過去の未納期間に係る国民年金保険料の納付書が送付されてきたことを憶えている。国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、申立期間の国民年金保険料については、私の母親が何回かに分割して納付書により金融機関で納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の母親が昭和 59 年ごろに区役所から過去の未納期間に係る納付書が送付されてきたことから、何回かに分割して金融機関で納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された 61 年 6 月からさかのぼって納付が可能な 59 年 4 月から 61 年 3 月までの保険料を分割して過年度納付していることが確認できることから、申立人の母親は、61 年 6 月に申立人の国民年金の加入手続を行った後に当該期間の保険料を納付したものと推認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 6 月に払い出されており、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立人は、申立期間の前後を通じて同一区内に居住していたことから、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親からも具体的な証言を得ることができないことから、当時の保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から2年6月まで

私の国民年金の加入手続は、私の母親が平成元年4月ごろに行った。

私は、結婚を機に転居した際、市役所で国民年金の氏名変更等の手続を行ったところ、その場で国民年金保険料の未納があることを知らされた。申立期間の国民年金保険料は高額だったことから、私の夫の助言により分割して納付することになり、毎月送られてきた納付書により、金融機関かコンビニエンスストアで納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚を機に転居した際、市役所で国民年金の氏名変更等の手続を行ったところ、窓口の担当者から過去に国民年金保険料の未納があることを知らされたことから、さかのぼって保険料を納付したと主張しており、申立人が所持する年金手帳によると、平成4年7月28日に変更手続を行ったことが確認でき、その時点で、申立期間の保険料は時効により納付できない期間であり、平成2年7月から3年3月までの保険料は過年度納付されていることが確認できることから、時効にかからない期間の保険料を納付したものである。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料が高額であったことから申立人の夫の助言により分割して毎月納付したと主張しているが、その夫から証言を得ることはできなかつたため、当時の保険料の納付に至る経緯や納付状況を確認することができない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、源泉徴収票等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付して

いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月から同年4月までの期間、4年3月から同年4月までの期間、5年4月、6年3月から同年4月までの期間、同年11月から7年4月までの期間及び8年4月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年3月から同年4月まで
② 平成4年3月から同年4月まで
③ 平成5年4月
④ 平成6年3月から同年4月まで
⑤ 平成6年11月から7年4月まで
⑥ 平成8年4月から同年5月まで

私は、申立期間①から⑥までを通じて、定職に就くことができず、1年以上に渡って継続して雇用されることがなかったため、会社との雇用契約が切れた都度、私か母親のどちらかが、市役所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間①から⑥当時は、毎年5月ごろ、市民税や国民年金保険料などの納付書が送られてきたため、私か母親のどちらかが、まとめて金融機関の窓口で納付していた。

私は、申立期間①から⑥までの保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間のすべてが未加入期間とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑥までについて、厚生年金保険から国民年金への切替手続を、申立人又は申立人の母親が行ったとしているが、その記憶は曖昧であり、その母親も、申立人の国民年金の加入手続について、記憶が無いと述べている。

また、申立人の基礎年金番号は、申立期間当時から加入していた厚生年金

保険の被保険者証記号番号となっている上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立期間は、合計6回に及んでおり、これだけの回数の事務処理を行政機関及び金融機関が続けて誤ることも考えにくい。

加えて、申立期間①から⑥までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに同期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年6月から同年9月までの期間及び12年6月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年6月から同年9月まで
② 平成12年6月から同年7月まで

私は、平成8年4月に区役所で国民年金の加入手続を行った。12年6月に仕事を辞めたときにも、すぐに区役所で加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、コンビニエンスストアで納付書により納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料はコンビニエンスストアで納付したと主張しているが、コンビニエンスストアにおいて保険料を納付できるようになったのは、平成16年以降である。

また、申立期間①及び②は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間①及び②の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低いものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 6 月から 62 年 2 月までの期間及び 62 年 10 月から平成 9 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 6 月から 62 年 2 月まで
② 昭和 62 年 10 月から平成 9 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 61 年*月に、私の母親が区役所で国民年金の加入手続を行ってくれた。国民年金保険料についても、母親が納付書により区役所で納付してきた。

いずれの申立期間についても、国民年金保険料を未納のないように納付してきたにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人には昭和 61 年*月に申立人の兄と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できるが、申立人の母親は、申立人のみについて加入手続を行ったとしているなど、記憶が定かではない。

また、申立人に対して、昭和 63 年 7 月に未納となっていた国民年金保険料の納付書が発行されていることが確認できることから、この時点まで申立期間①については未納であったことがうかがえるとともに、申立人の兄も申立期間①の保険料が未納となっていることなどから、申立期間①の保険料が納付されていたものと推認することは困難である。

2 申立期間②について、申立人が当時居住していた区において、申立人は、昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで国民年金の「被保険者資格喪失者」となっていること、元年 4 月から 9 年 3 月までは申立人に係る記録が皆無となっていること、及び 9 年 10 月に付与された申立人の基礎年金番号は

昭和 62 年 9 月まで加入していた厚生年金保険の記号番号となっていることが確認できることから、申立期間②については、申立人は未加入期間であったものと推認され、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間当初から同一区内に居住し続けており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

- 3 申立期間①及び②について、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付すべてを申立人の母親が行ったとしているところ、その母親には具体的な加入手続や保険料の納付時期、納付金額等の記憶が不明確であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間①及び②について、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から48年2月までの期間及び同年8月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年8月から48年2月まで
② 昭和48年8月から50年3月まで

私の母親は、時期は分からないが、私の国民年金の加入手続を行った。その後、国民年金保険料は、母親が、自宅に来ていた集金人に納付してくれていた。母親がきちんと保険料を納付してくれていたにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付について、直接関与しておらず、申立人の加入手続等を行ったとする申立人の母親も、その当時の記憶がほとんど無いため、申立期間①及び②当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明確である。

また、申立人は、国民年金の資格取得時期が昭和47年8月であることから、この時期に申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとしているが、この資格取得時期は加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日までさかのぼることから、加入手続時期及び保険料納付の始期を特定するものではない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者における被保険者資格取得日から、申立人は、昭和50年4月に国民年金の加入手続を行っていることが推認できるが、その時点で申立期間①の過半は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、申立期間①から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

加えて、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに同期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から14年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月から14年3月まで

私は、30歳まで国民年金に加入していなかったが、両親に加入を勧められたこともあって、平成12年10月に区役所で国民年金の加入手続を行い、過去にさかのぼって納付可能な2年前までの国民年金保険料を納付することとした。加入手続後の国民年金保険料については、納付書が届くたびに1年分を一括して前納しており、申立期間についても、1年分の保険料を13年4月ごろに前納したと記憶しているが、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の国民年金保険料を納付したのは郵便局か銀行等の金融機関であったとしているが特定できないこと、申立人が100円単位まで記憶している申立期間の前納保険料額と実際の前納保険料額と異なっていること、及び確定申告書の提出についての記憶も定かでないことから、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を平成13年4月ごろに前納したと主張しているが、申立人は、近接した同年8月に12年度の保険料全額を納付していることが確認でき、しかも、その額は、申立期間の保険料として納付したとする額と一致していることから、申立人は12年度の保険料の納付を申立期間の保険料の納付として記憶していた可能性を否定できない。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月

私は、私の夫が再就職した後、市役所で国民年金第3号被保険者該当届を提出した。その際に、夫が再就職する直前で国民年金保険料が未納とされていた申立期間の保険料をさかのぼって納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が再就職した後、市役所で国民年金第3号被保険者該当届を提出した際に、その夫が再就職する直前で国民年金保険料が未納とされていた申立期間の保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、申立人の所持する国民年金第3号被保険者該当通知書によれば、申立人が同該当届を提出した時期は、平成4年12月であったことが確認できることから、その時点で、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から55年3月まで

私の前夫は、私がそれまで勤めていた会社を退職した昭和46年12月ごろ、私の国民年金の加入手続を行った。その後、離婚するまで、国民年金保険料をずっと納付してくれた。私は、前夫が私の年金手帳を見せながら、「払っているよ。」と話していたことを憶えており、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の前夫が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとする前夫は、既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明確である。

また、申立人は、申立人の前夫が、昭和46年12月ごろに申立人の国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人が所持する年金手帳では、国民年金の資格取得時期が57年12月とされており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3133 (事案 2199 の再申立)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 50 年 3 月まで

私は、昭和 43 年 4 月に結婚したが、結婚してすぐに義母が私の国民年金の加入手続を行い、店に来ていた集金人に家族全員の国民年金保険料を納付していたはずである。国民年金の加入状況や申立期間当時の国民年金保険料額等については定かではないが、一緒に納付していた家族の保険料は納付済みとされているにもかかわらず、私の国民年金保険料だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、従前、申立人は、昭和 43 年 4 月に結婚してすぐに、申立人の義母が申立人の国民年金の加入手続を行い、集金人に国民年金保険料を納付していたと主張していたが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続や保険料を納付していたとする申立人の義母は既に亡くなっており国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明であること、申立人の国民年金手帳記号番号は、50 年 10 月に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらないこと、及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 7 月 1 日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、申立人の義母の友人が、当時、義母から申立人の国民年金の加入手続を行ったことを聞いた旨証言していると主張しているが、その友人は連絡先が不明であり、第三者委員会への証言は難しいとしていることから、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 2 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月から 40 年 3 月まで

私は、昭和 38 年 2 月か 3 月ごろに、事業主に勧められて区出張所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、私が事業主の分と一緒に区出張所で納付していたにもかかわらず、申立期間について、私の保険料のみ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、事業主の分と一緒に納付していたと主張しているが、申立人及び事業主の納付記録では、申立期間直後の昭和 40 年 4 月から 42 年 3 月までの期間について、保険料の納付日が異なっていることが確認できることから、申立内容と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 40 年 6 月に払い出されていることが確認できるが、その時点では申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、過年度納付等により申立期間の保険料をまとめて納付した記憶はなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月から54年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年7月から54年10月まで

私は、昭和53年6月に結婚し、同年7月ごろに市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、加入手続後に納付書が届くようになったので、金融機関で生活費を引き出した際に納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年6月に結婚後、市役所で国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料については、加入手続後に届くようになった納付書により金融機関で納付していたと主張しているが、申立人は、申立期間当時の保険料の納付時期、納付金額等の記憶が不明確であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年5月に払い出されていることが確認でき、申立人は同年11月14日に国民年金に任意加入していることから、その時点では申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 3163

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年12月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年12月から60年9月まで

私は、昭和55年12月に会社を退職し、しばらくして実家に戻った。村役場で転入手続を行った際、国民年金への加入を勧められた。当時私は失業中だったが、国民年金には保険料免除の制度があることを教えられたので、加入と同時に保険料免除の申請を行った。免除申請が認められていれば保険料が免除されていたはずであるし、認められていなければ、当時同居して国民年金保険料を納付していた両親のどちらかが私の代わりに保険料を納付したはずである。申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年12月に会社を退職し、しばらくして実家に戻り村役場で転入手続を行った際に、国民年金の制度等について説明を受け、加入手続と同時に国民年金保険料の申請免除を行ったと主張しているところ、申立人の所持する年金手帳には「国民年金記号番号」が記入されていない上、申立人が申立期間当時居住していた村において申立人が国民年金に加入していた形跡、及び同村を管轄する社会保険事務所（当時）において申立期間に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が国民年金に加入した事実を確認できない。

また、申立人は、当初、国民年金保険料について免除申請を行ったはずだとしていたが、その後、仮に免除申請が認められず保険料が賦課されていたとすれば、申立期間当時申立人と同居していた両親のどちらかが、申立人に代わり保険料を納付したはずだと主張するなど、申立内容には変遷がみられる。

さらに、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、両親から保険料の額や納付方法などについて具体的に話を聞いた記憶もないとしていることに加え、申立人の父親は既に他界し、母親は高齢のため保険料の納付方法等について詳しい証言等を得ることはできないことから、保険料の具体的納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年1月までの期間、11年5月から同年12月までの期間及び13年6月から14年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月から3年1月まで
② 平成11年5月から同年12月まで
③ 平成13年6月から14年2月まで

私は、短期間の仕事を繰り返したことにより国民年金と厚生年金保険の切替が多数あるが、将来のことを考えて必ず国民年金に加入の上、欠かさず国民年金保険料を納付してきた。申立期間①及び③については、国民年金の加入手続すら行わなかったとは考えられない。申立期間②については、国民年金保険料を納付できるだけの資力はあったので、途中で納付を辞めるはずはない。申立期間③については、会社を辞めて区役所で国民健康保険の加入手続をした際、半ば強制的に国民年金の窓口へ誘導されたので、国民年金だけ加入手続を行わないことは考えられない。

申立期間①、②及び③については、いずれも現金と納付書を母親に渡し、母親が銀行や郵便局で納付していたのに、未加入又は未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、10か月間も国民年金に加入しなかったはずはなく、区役所で加入手続を行った上、保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、手続時に年金手帳が交付されたのか憶えていないなど、申立人の記憶が定かでないことから、国民年金の具体的な加入状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続を行った時期は、申立人が海外留学から帰国した平成10年8月以降と推認され、その時点では申立期間①に

については時効により保険料を納付できない上、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

- 2 申立期間②及び③については、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、前記1で述べたとおり、申立人は基礎年金番号導入後の10年8月以降に国民年金の加入手続を行ったものと推認されることから、基礎年金番号に統合されていない記録（未統合記録）が生じる可能性は低いものと考えられる上、保険料の収納事務がコンピュータ処理により行われていた中で、金融機関や行政機関において複数回にわたり事務処理の誤りがあったとは考え難い。

また、申立人は、申立期間②の直前である平成10年8月から11年3月の保険料について同年4月になって納付していること、申立期間③の後の国民年金加入期間である15年5月から同年10月までの国民年金保険料については、同年12月と16年12月に分けて納付していることなどが認められることから、申立人は必ずしも毎月定期的に保険料を納付しているとは言い難い状況がうかがわれる。

さらに、申立期間③について、申立人が所持する国民年金手帳にも加入手続を行ったことをうかがわせる記載がなく、平成14年2月及び15年2月のそれぞれの時点において、国民年金の加入手続が行われていなかった記録が認められるとともに、15年5月からの国民年金加入期間においても、同年7月時点で加入手続が行われていなかった記録が認められることから、申立人は厚生年金保険適用事業所を辞めた後、直ちに国民年金への切替手続を行っているとは言い難い状況がうかがわれる。

- 3 申立期間①、②及び③について、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母親は、必ずしも記憶が定かではないことから、申立期間の保険料の納付状況が不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から平成4年8月までの期間、5年2月及び6年4月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から平成4年8月まで
② 平成5年2月
③ 平成6年4月から同年8月まで

私は、昭和49年4月ごろ、市役所で国民健康保険に加入と同時に国民年金に加入した。国民年金保険料については、毎月、納付書に現金を添え、市役所の出張所で私の妻が納付していた。私は、保険料を欠かさず納付してきたので、申立期間が未納になっていること、及び免除の申請をした憶えはないのに申立期間が免除になっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、常にその妻が申立人の国民年金保険料を納付していたとしており、申立人の妻は、市の出張所で毎月国民年金保険料を納付しており、遅れて納付したことはないとしているが、申立期間に近接する時期で保険料の納付日を確認できる範囲では、過年度納付している月が多数見受けられる。

また、申立期間①について、申立人の妻の国民年金保険料については、厚生年金保険加入期間を除いて、保険料の一部未納や申請免除があり、申立人と同様の記録となっている。

さらに、申立期間②及び③については、その前後の納付済みとなっている平成4年9月から7年5月までの国民年金保険料はすべて過年度納付であり、しかも、その納付日の大多数が時効により保険料の納付ができなくなる日の直前であることから、申立期間②及び③については、時効により納付できなかったものと考えるのが自然である。

加えて、申立期間①、②及び③について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても新たな証言や証拠を得ることもできず、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年9月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年9月から同年11月まで

私は、国民年金の加入手続をした覚えはなく、20歳を過ぎたころに国民年金手帳が自宅に送付されて来たことを記憶している。申立期間の国民年金保険料については、アルバイトで得たお金を使い、1か月ごとに3回にわたり、自宅近くの金融機関で納付書により保険料を納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を1か月ごとに3回にわたり金融機関で納付したと主張しているが、申立期間は平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、当該番号に基づき、国民年金保険料徴収事務の電算化が図られていた状況下である上、申立期間は申立人は同一市内に居住しており、同一の行政機関が短期間に複数回にわたって申立人の記録管理を続けて誤ったとは考え難い。

また、申立人は、申立期間以外にも未納期間が散見されることなどから、必ずしも国民年金保険料の納付意欲が高かったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかにこの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3167

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 59 年 3 月まで

私の母親は、市役所で私の国民年金の加入手続を行い、その後、大学を卒業後の昭和 56 年 4 月からの国民年金保険料を納付してくれていた。母親が、きちんと保険料を納付してくれていたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、申立人が大学を卒業して社会人になった時に、申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者における国民年金の被保険者資格取得時期から、昭和 60 年 1 月に加入手続を行っていることが推認され、その時点において、申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の母親は、申立人の国民年金の加入手続を行ったのは1回のみであり、申立人が現在所持している国民年金手帳は、その時に発行された手帳で、それ以外に国民年金手帳を所持したことがないと述べている上、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住していることを踏まえると、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 3 月から 51 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月から 51 年 3 月まで

私は、昭和 48 年に会社を退職し厚生年金保険の資格を喪失したため、妻と共に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、私の妻が納付書により納付していた。国民年金の重要性については十分認識しており、きちんと納付してきたはずである。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については申立人の妻が納付書により納付してきたはずであると主張しているが、その妻は、申立期間当時の保険料の金額、納付場所や納付時期等の記憶が定かではなく、保険料の具体的な納付状況が不明である。

また、申立人が一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻も、申立期間の保険料は未納となっている。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3169

第1 委員会の結論

申立人の平成8年3月及び11年2月から12年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年3月
② 平成11年2月から12年3月まで

私は、会社退職後の平成4年4月に国民年金の加入手続を行い、その後も会社を退職した都度、厚生年金保険から国民年金への切替手続を自分で行っていた。国民年金保険料については、切替手続後に送られてきた納付書により金融機関等で納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後の平成4年4月に国民年金の加入手続を行い、その後も会社を退職した都度、国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、申立期間①及び②当時の保険料の納付時期、納付場所等の記憶が不明確であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、会社を退職する都度、国民年金への切替手続を行っていたと主張しているが、申立人の所持する年金手帳では、平成6年3月に資格を喪失した後、再び国民年金の資格を取得した形跡が見受けられないことから、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3170

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 6 月から 40 年 5 月までの期間、42 年 2 月から同年 6 月までの期間及び同年 8 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 6 月から 40 年 5 月まで
② 昭和 42 年 2 月から同年 6 月まで
③ 昭和 42 年 8 月から 43 年 3 月まで

私は、昭和 36 年 4 月ごろに私の父親に勧められて、市役所で私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、納付書により毎月末に市役所又は郵便局で納付したはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付書により市役所又は金融機関で納付したと主張しているが、申立期間当時、納付書により同市役所及び同金融機関で保険料を納付することはできなかったことから、申立内容と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 45 年 10 月に払い出されていることが確認でき、申立期間①、②及び③は特例納付によらなければ時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人は申立期間の前後を通じて同一市内に居住しており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 3171

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から46年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から46年7月まで

私は、時期ははっきりと憶えていないが、国民年金制度発足後、しばらくして市役所で国民年金の任意加入手続を行った。国民年金保険料については、2か月ごとに市役所で納付していた記憶があるにもかかわらず、申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足後、しばらくして国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料については、2か月ごとに市役所で納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続の時期や申立期間の保険料の納付時期、納付方法等の記憶が不明確であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年12月に払い出されていることが確認でき、申立人は同年12月に国民年金に任意加入していることから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 51 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 51 年 3 月まで

私は、昭和 48 年に会社を退職し厚生年金保険の資格を喪失したため、夫と共に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、私が夫の分と合わせて納付書により納付していた。国民年金の重要性については十分認識しており、きちんと納付してきたはずである。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については夫の分と合わせて納付書により納付してきたと主張しているが、申立期間当時の保険料の金額、納付場所や納付時期等の記憶が定かではなく、保険料の具体的な納付状況が不明である。

また、申立人が一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫も、申立期間の保険料は未納となっている。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 7 月から平成 4 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月から平成 4 年 6 月まで

私は、昭和 62 年*月に 60 歳になったとき、夫と相談して国民年金の任意加入手続を行ったはずであり、65 歳になる前月の平成 4 年 6 月まで国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立ては、申立人の夫が申立人の代理で行っており、申立人の夫は、昭和 62 年 7 月に、申立人が、国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人からは直接話を聞くことができず、申立人の代理人である夫は、申立人の国民年金の任意加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明確である。

また、オンライン記録及び申立人が所持する年金手帳には、申立人が 60 歳に到達した昭和 62 年*月以降に、申立人が国民年金の任意加入手続を行った記録が無いことが確認できることから、申立期間は、未加入期間であり、国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年6月及び同年7月

私の国民年金の任意加入手続は、私が60歳になった後に、夫が、市役所の出先機関で行ってくれた。国民年金保険料は、国民年金の任意加入手続を行った際に、夫が、市役所の出先機関で、2か月分をさかのぼってまとめて納付したはずである。国民年金の任意加入手続を行い、保険料を納付したはずであるにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が60歳になった後に、その夫が市役所の出先機関で、国民年金の任意加入手続を行い、その際に、2か月分の国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付したはずであると主張しているところ、申立人の夫は、申立人が60歳に到達した平成11年*月ではなく、60歳に到達した後の同年7月又は同年8月ごろに国民年金の任意加入手続を行ったとしている上、申立人の所持する年金手帳から、申立人の国民年金の任意加入手続が行われたのは、同年8月であることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、保険料をさかのぼって納付することはできない期間である。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとするその夫は、申立期間後の平成11年8月からの申立人の保険料は、その夫の口座から口座振替で納付したと述べているが、その夫の口座から保険料が口座振替により納付されるようになったのは、同年11月からであることが確認できる上、実際に納付済みである同年8月から同年10月までの保険料が、同年10月に納付されていることが確認できることから、申立人の夫がまとめて納付したとする保険料は、この期間の保険料であったと考えるのが合理的である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3175

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 55 年 3 月まで

私の母親は、20 歳のころ、学生であった私のために、国民年金の加入手続を行ってくれた。学生のころに、母親から国民年金に加入していると言われ、私が結婚する直前に、国民年金手帳を渡された。次兄も、結婚前に母親から国民年金手帳を渡されている。私は、申立期間について、次兄の保険料が納付済みになっているにもかかわらず、私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は、加入手続等に直接関与しておらず、申立人の母親も、既に他界しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明確である。

また、申立人の最初に払い出された国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者における国民年金被保険者の資格取得時期から、申立人の母親は、昭和 55 年 12 月から 56 年 1 月までの間に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、その時点において、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、申立期間から当該国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて、同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3176

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 7 月まで

私の母親は、昭和 36 年 4 月ごろに、集金人に依頼して私の国民年金の加入手続を行い、その後、国民年金保険料を納付してくれた。私は、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 4 月ごろ、申立人の母親が、集金人に依頼して申立人の国民年金の加入手続を行い、その後、国民年金保険料を納付してくれたと思うと主張しているところ、申立人自身は、加入手続等に直接関与しておらず、その母親も既に他界しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明確である上、申立人が申立期間当時から居住している市において、その当時、集金人制度が存在していなかったことが確認できる。

また、申立人が所持する国民年金手帳では、申立人は、昭和 49 年 12 月に国民年金に任意加入していることが確認でき、それより前の期間については、国民年金に加入していた形跡が見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3177

第1 委員会の結論

申立人の平成13年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年9月

私は、勤務先の会社を退職後、すぐに市役所で国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付した。申立期間について、妻の保険料が納付されている一方で、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続きを行った時の状況、及び国民年金保険料を納付した時期等について憶えていないと述べているなど、加入手続き等についての記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明確である。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号が導入後の期間であり、保険料の収納事務がコンピューター処理により行われていた中で、金融機関や行政機関において事務処理に誤りがあった可能性は低い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 3178 (事案 1127 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から同年 12 月までの期間、60 年 4 月から 62 年 3 月までの期間、同年 7 月から同年 12 月までの期間、63 年 10 月から平成元年 9 月までの期間、2 年 5 月から 3 年 1 月までの期間、同年 8 月から同年 9 月までの期間、4 年 2 月から同年 3 月までの期間、同年 10 月から 5 年 2 月までの期間及び同年 4 月から同年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 4 月から同年 12 月まで
② 昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月まで
③ 昭和 62 年 7 月から同年 12 月まで
④ 昭和 63 年 10 月から平成元年 9 月まで
⑤ 平成 2 年 5 月から 3 年 1 月まで
⑥ 平成 3 年 8 月から同年 9 月まで
⑦ 平成 4 年 2 月から同年 3 月まで
⑧ 平成 4 年 10 月から 5 年 2 月まで
⑨ 平成 5 年 4 月から同年 10 月まで

私は、国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。夫が 60 歳になってからも、私の保険料は未納期間がないように納付していた。

当初の判断後、新聞に厚生労働大臣の談話が掲載され、それによると、納付済みと納付済みの間の未納は認める方向にあるとあったので、申立期間①から⑨までの保険料を納付していたことを認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、従前、申立期間①については、申立人の夫も国民年金保険料が未納となっており、申立人のみが保険料を納付していたとは考え難いこと、申立期間②から⑨については、申立期間が 8 回に及

んでいる上、近接した期間であり、これだけの回数 of 事務処理を行政が続けて誤ることは考えにくいこと及び申立期間①から⑨までの期間については、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 12 月 17 日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、新聞に厚生労働大臣の談話が掲載されており、それによると、納付済みと納付済みの間の未納は認める方向にあるとあったので再度申し立てたと主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 2044

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 8 月から 3 年 3 月まで
平成 2 年 8 月から 3 年 3 月まで A 事業所に勤務していたが、この期間が厚生年金保険の被保険者となっていなかった。給与明細書は無いが申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に A 事業所に勤務していたと述べている。

しかし、申立人が、勤務していたとする A 事業所については、申立人の主張するとおりの地域に存在したことが確認できず、社会保険事務所（当時）の記録では、A 事業所という名称の適用事業所は見当たらない。

また、申立人が当時の事業主及び一緒に勤務したとされる同僚の記録も無いことから、これらの者から証言を得ることができない。

さらに、申立人は、平成 4 年 10 月 31 日に 2 年 8 月から 3 年 10 月までの期間に係る国民年金保険料を一括納付しているのが確認できる。

このほか、申立人の勤務実態及び保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 2045（事案 769 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 29 日から 42 年 3 月 22 日まで
社会保険事務所（当時）で年金受給のことで相談し、年金記録を照会したところ、申立期間は脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。当時 A 社 B 工場を結婚のため退職したが、会社から脱退手当金の説明を受けた記憶が無い。また、当時は年金の知識が無く、自分が社会保険事務所に行って脱退手当金の請求はしていないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が勤務していた A 社 B 工場において、被保険者名簿から申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和 42 年 3 月の前後 2 年以内に資格を喪失した女性の脱退手当金の支給記録を確認したところ、6 名に脱退手当金の支給記録があり、うち 4 名が 4 か月以内に支給されているとともに、そのうち連絡先が把握できた 2 名に聴取したところ、いずれも脱退手当金の請求手続は会社が代行していた記憶があると証言していることなどを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 8 か月後の昭和 42 年 12 月 8 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 4 月 2 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、新たに同僚を挙げて、再調査を主張するが、当該同僚

を特定することができないため連絡することができないことから、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 2046 (事案 103 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月から30年4月まで
申立期間について、A県B郡C村DにおいてE社F班で自動車助手、運転手として働いていた。一緒に働いていた人の住所・氏名が分かったので再申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が勤務したと主張するE社D事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなく、当時の所在地、業務内容等の情報により申立人が勤務した事業所は、同社G作業所であったと推認できるが、申立人が事業主から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い上、同社G作業所の厚生年金保険被保険者名簿にも申立人の記録は無く、整理番号の欠番も無い。

また、E社を吸収合併したH社には、申立期間当時の関係資料は保存されていない。

このほか、申立人の申立期間に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年7月17日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たに、E社G作業所において一緒に勤務した同僚及び自らが所属していた班の班長の氏名が判明したとしている。

しかしながら、当該同僚に聴取したところ、「E社G作業所に勤務していた期間については厚生年金保険料の控除はなかった。」旨の供述をしており、同社G作業所の厚生年金保険被保険者名簿に当該同僚の氏名は見当たらない。

また、E社G作業所に係る厚生年金保険被保険者名簿から、当該班長

の氏名が確認できるものの、当該班長の下で勤務していたとする同僚及び他の班長の下で勤務していたとする者のいずれの者の氏名の記載も無く、当該事業所においては、同社の正社員のほかは班長までの役職の者のみを厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

これらのことから、新たに同僚及び班長の氏名が判明したとする事実は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 1 月 1 日から 20 年 4 月 1 日まで
② 昭和 20 年 9 月 18 日から 25 年 12 月 31 日まで

厚生年金保険加入記録を確認したところ、A社B支所に勤務した昭和19年1月1日から20年4月1日までの期間及び同社C支所に勤務した20年9月18日から25年12月31日までの記録が無い。

当時、A社C支所に採用され、同社C支所に勤務後、同社B支所に異動になった。また、終戦を迎えるころに同社B支所から同社C支所に戻り、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社（D協会に統合。）B支所に勤務していた時に、同僚と共に写したと述べている写真を複数枚提出していることから、申立人が同社B支所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間①のうち昭和19年1月から同年6月1日までの期間は、厚生年金保険法の施行前の期間であり、当時の労働者年金保険法においては、女子は被保険者となることができなかった。

また、昭和19年6月1日から同年10月1日までの期間は、厚生年金保険制度発足前の準備期間であることから保険料の徴収は行われておらず、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

さらに、申立人が名を挙げたA社C支所に採用されて同社B支所に一緒に勤務したとする同僚2名の氏名は、A社C支所の厚生年金保険被保険者名簿に見当たらず、連絡先が不明のため、申立てに係る証言を得るこ

とができない。

加えて、申立期間当時の人事記録及び給与関係書類は残っておらず、申立期間について申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは確認できない。

その上、オンライン記録の資格取得日（昭和 20 年 4 月 1 日）と厚生年金保険被保険者記号番号払出簿に記録されている資格取得日が一致しており、A社C支所において、昭和 20 年 4 月 1 日に初めて厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる。

なお、申立人は、A社B支所の所在地はBであったと述べているところ、当時の厚生年金保険法が適用される区域は、現在の日本国内のみであった。

申立期間②については、オンライン記録により、A社C支所は、昭和 20 年 10 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

また、日本のポツダム宣言を受諾後、連合軍により、すべての飛行活動に従事する組織は廃止・解散させられることとなり、その結果、A社が統合されたD協会は、昭和 20 年 11 月 10 日に解散していることが、文献から確認できる。

さらに、申立人が名を挙げたA社C支所の上司及び同僚 2 名のうち、2 名は、同社C支所において厚生年金保険被保険者となっておらず、もう 1 名については、当該事業所に係る被保険者名簿により、同姓の者が 1 名確認できるものの、連絡先不明により、申立人の同僚であると確認できない。

加えて、上記被保険者名簿により、A社C支所の多数の社員が、同支所が適用事業所でなくなる前の昭和 20 年 9 月に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年6月1日から26年1月1日まで
昭和25年6月1日から26年1月1日までの期間について厚生年金保険被保険者記録が欠落しているが、当該期間はA社（現在は、B社）C工場の診療所に看護師として勤務していた。26年1月1日に同社D病院（現在は、E健康保険組合F病院）に異動し、継続して勤務していたため、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された人事記録から、申立人は昭和25年5月20日からA社に在籍していたことが確認できる。

しかし、事業主は、申立人は昭和25年5月20日から同年12月31日までは臨時雇いであったとし、申立人の厚生年金保険及び健康保険の資格取得日は、26年1月1日であるとしている。

また、事業主から提出された社会保険台帳から、申立人の厚生年金保険の資格取得日は、昭和26年1月1日であることが確認でき、これは、厚生年金保険被保険者名簿に記録されている資格取得日と一致することから、事業主は、同日を申立人の厚生年金保険の資格取得日として届け出たものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間に係る給与明細書等の資料を保持しておらず、事業主も、申立期間当時の関係資料（賃金台帳、源泉徴収簿等）は保存期間の経過により廃棄しており、申立期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除について確認はできない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 1 日から 44 年 4 月 30 日まで
A社に勤務していた当時、給料から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、調査の上、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の証言及び申立期間の一部に係る雇用保険の被保険者記録により、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録によると、A社は、昭和 55 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社の当時の事業主は、申立期間当時は国民年金に加入し保険料を納付しており、申立人の在籍を証言している同僚も「同社は、当時厚生年金保険の適用事業所ではなく、昭和 55 年 4 月に適用事業所になっているため、それ以前は給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。現に、私は、同年 3 月以前は国民年金に加入していた。」と供述している。

さらに、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 2050

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 12 月ごろから 8 年 2 月 1 日まで
平成 4 年 12 月ごろから 8 年 2 月 1 日まで、A 社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。
給与明細書は無いが保険料を控除されていたのを覚えているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間のうち平成 6 年 1 月 10 日から 8 年 1 月 31 日まで A 社に勤務していたことは確認できるものの、このほかの期間について申立人が同社に勤務していたことを確認できない。

また、オンライン記録では、A 社は申立期間において、厚生年金保険の適用事業所になっていないことが確認できる。

さらに、申立人は A 社同僚はいなかったと述べており、同僚の証言を得られない上、当時の事業主から申立人の勤務実態及び保険料控除に係る証言を得ることができなかった。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、保険料の控除に係る事実を確認することができる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 11 月から 50 年 12 月 26 日まで

私は、平成 20 年 9 月に届いた「ねんきん特別便」の内容を確認し、疑問が生じ「ねんきん特別専用ダイヤル」に問い合わせた。

その結果、A社で勤務していた昭和 46 年 11 月から 50 年 11 月までの期間、私が記憶している報酬月額と社会保険庁の記録する標準報酬月額とに大幅な相違があることが分かった。

申立期間の標準報酬月額を訂正していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から、提出のあった申立期間に係る給与明細書上の社会保険料控除合計額を基に算定した標準報酬月額は、オンライン記録における申立人に係る標準報酬月額より低い額であることが確認できる。

また、同僚の一人は「給料総額の割には、社会保険料が少ないので喜んでいた。」旨の供述をしている。

さらに、ほかの同僚は「A社の財政は厳しく、標準報酬月額は、実際の報酬月額の7割程度で社会保険事務所（当時）へ届出をしたと思う。」旨の供述をしている。

加えて、申立期間に係るA社の監査報告書上の複数の月額人件費とオンライン記録の各々の標準報酬月額を比較すると監査報告書の月額人件費の4割以上減額された標準報酬月額が社会保険事務所に届けられたことが確認できる。

このほか、事業所別被保険者名簿には、訂正等不自然な記載は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 2052

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 6 月 1 日から平成 3 年 6 月 30 日まで
私は、昭和 53 年 4 月に大学卒業後すぐに A 社に入社し、月収 28 万円で就労し、57 年 4 月からは課長で月収 36 万円であった。また、63 年 4 月以降は月収 40 万円で就労していたと思うが、社会保険事務所の記録をみると、会社が申告した標準報酬月額と相違している事に気づいた。申立期間の標準報酬月額を調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の事業所別被保険者名簿により、申立期間当時、申立人と年齢が近い複数の同僚の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額が同僚と比較して低額であるという事情は見当たらない。

また、同僚に照会しても、標準報酬月額が給与と差異があることを証言する同僚はいないほか、A 社の事業所別被保険者名簿をみても、標準報酬月額が訂正された形跡は認められない。

さらに、オンライン記録上、A 社は平成 3 年 6 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の賃金台帳等は確認できない上、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月 7 日から 36 年 10 月 13 日まで
私はA氏の所有する船舶Bに乗船していたが、船員保険被保険者記録が欠落している。手元にある船員手帳にも記載が無いが、乗船していたことは間違いないので、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立てに係る船舶の所有者であったA氏の関係者が「明確な時期は覚えていないが、申立人とは一緒に乗船したことがある。」と証言していることから、申立人がA氏の所有する船舶に乗船していたことは推認できる。

しかし、申立人が乗船したとする船舶Bについて、当該関係者は「申立期間当時、A氏が所有していた船舶はBと類似した船舶名のCとDであり、Bという船舶は存在しない。」と述べており、申立人が所有する船員手帳にも、船舶Bに乗船した記載は無い。

また、A氏に係る船員保険被保険者名簿によると、同氏所有の適用船舶は船舶C及び同船舶の廃船後に新船登録した船舶Eのみであることが確認できる。

さらに、A氏に係る船員保険被保険者名簿（昭和 35 年 9 月 1 日に新規適用）によると、申立期間中に船員保険の資格を取得した者は1番から37番までであるが、この中に申立人及び申立人が一緒に乗船したとして名前を挙げた同僚2名の名前は無く、欠番も無い。

加えて、申立人は、「A氏所有の小さな船舶に乗船していた。」と述べているところ、前記関係者は「申立期間当時、A氏は漁船を2隻所有して

おり、そのうち、大きい漁船（船舶C及び同船舶の廃船後に新船登録した船舶E）は船員保険に加入させていたが、ほかの1隻は16名ないし17名の乗組員が乗船していた19トンの船舶Dであり、総トン数が小さいため船員保険の適用をしていなかったかもしれない。」としている。

このことについて、管轄運輸局に照会したところ、「申立期間当時、総トン数30トン未満の船舶所有者は乗組員を船員保険に加入させる義務はなかったため、船員保険に加入していない事業主が多かったのではないか。」との回答であった。

このほか、申立人が船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、船員保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 33 年 2 月 28 日まで

A社で勤務していた期間の被保険者記録が無い。私は公共職業安定所の紹介で、同社に中途入社した。同社の創立 10 周年記念の時の従業員の集合写真を持っており、同社で一緒に働いた同僚の名前も覚えている。当時の給料明細書は無いが、申立期間に同社で働いていたことに間違いなく、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社の創立 10 周年に事業所で撮影された写真及び関係者の証言から、申立人が申立期間において、同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、同社で保管している申立期間当時の人事記録（辞令簿）を調査した結果、申立人の人事記録は無いことから、申立人が正社員として雇用された事実は無いと供述している。

また、申立人が記憶していたA社の同僚らの証言によると、同社では公共職業安定所の紹介で採用された中途採用者などは数箇月から1年程度の見習期間があり、その間は厚生年金保険に加入させず、正社員となって辞令が交付されたときに厚生年金保険の資格を取得する取扱いであったと証言している。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていることを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月から29年8月まで

私は、申立期間にA市のB社に勤めていたのに、年金特別便でその期間の厚生年金保険の記録が無いことが分かったので、この期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の仕事の内容等を詳細に記憶し、その内容はB社の関係者の証言と一致することから、申立人が申立期間当時同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、B社は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人はB社において交付された厚生年金保険被保険者証を持って、その後C社でも被保険者となったと述べているが、申立人の同社における厚生年金保険被保険者番号は、昭和36年9月1日に同社において払い出されたことが確認できる。

さらに、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年5月1日から26年4月1日まで
② 昭和27年7月7日から同年8月31日まで

A社で勤務していた期間のうち、昭和25年5月1日から26年4月1日までの期間及び27年7月7日から同年8月31日までの期間の被保険者記録が無い。私は25年5月1日から同社で働いていた。朝鮮戦争が終わったために会社の都合で27年8月の終わりごろに同社を退職し、同年9月から28年1月までの期間は失業保険を受給していた。同年2月にB社に入社し、3か月の試用期間後の28年5月から同社で本採用になったことから、申立期間にA社で働いていたことに間違いなく、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、A社の事業主の氏名を記憶していないことから、同社に係る商業登記謄本を請求したが、同社に係る記録は保管されておらず、事業主を特定し、申立人の同社における勤務実態等を確認することができない。

また、A社において厚生年金保険被保険者記録がある者で、連絡先の判明した者に対して、同社における申立人の申立期間①及び②当時の勤務実態について照会したが、回答が得られず、申立人の当該期間に係る勤務実態を確認することができない。

さらに、申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者資格を取得した者の健康保険証番号に欠番が無く、厚生年金保険被保険者番号払出簿においても、申立人の被保険者資格取得日が、昭和26年4月1日となっていることが確認できる以外に、

申立期間①に係る同社での厚生年金保険被保険者記録を確認できない。

加えて、申立期間②について、オンライン記録によると、A社は、昭和27年7月7日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該期間当時は、適用事業所ではないことが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていることを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月1日から32年8月12日まで
私は、昭和27年10月1日から32年8月11日までA社に、34年7月1日から37年4月30日までB社に勤務した。同社を退職する際に、同社の事務担当者から脱退手当金の説明を受け、同社の厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給したので、支給対象期間となっていることを認識しているが、A社の厚生年金保険被保険者期間については受給しておらず、脱退手当金の支給対象期間となる旨の説明を受けていないので、納得できないため支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、オンライン記録上、申立人が受給を認めているB社の厚生年金保険被保険者期間とA社に勤務した申立期間を計算の基礎として支給決定されているところ、B社に勤務した期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号が、脱退手当金の支給日である昭和37年11月29日の直前の同年11月14日にA社に勤務した期間の台帳記号番号へ重複取消処理されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて当該重複整理がなされたものと考えるのが自然である。

また、申立人から聴取しても申立期間を含む脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに、申立期間を含む脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 12 月 15 日から 50 年 10 月 21 日まで
平成 21 年の春ごろに、社会保険事務所（当時）で私の年金記録について調べてもらったところ、A社及びB社の期間はすでに脱退手当金として支給済みとの回答を受けたが、A社の退職時に脱退手当金を受給した覚えはあるが、B社退職後に脱退手当金を受給した覚えは無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立人が主張する申立期間前のA社退職後には支給された記録は無く、同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理された同社の厚生年金保険被保険者期間及び申立期間を計算の基礎としてB社を退職後に支給決定されているとともに、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに、申立期間を含む脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
私は、昭和 59 年 4 月 2 日から 61 年 3 月 21 日までA社に勤務していたが、オンライン記録では 59 年 4 月 2 日から同年 10 月 1 日までB社で、2 か月の欠落後、同年 12 月 1 日から 61 年 3 月 21 日までA社で厚生年金保険の加入記録があるが、継続して勤務しているので申立期間を厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、同僚の供述、申立人が提出した手帳の写しから、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和 59 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人と同日付けでB社からA社へ異動した 8 名の厚生年金保険被保険者記録を調査したところ、申立人を除く 7 名の従業員についても申立人同様に被保険者期間の欠落がみられた。

さらに、申立人が提出した昭和 59 年度の所得税源泉徴収票により、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月 22 日から 42 年 1 月 27 日まで
② 昭和 43 年 1 月 12 日から同年 3 月 9 日まで
③ 昭和 43 年 11 月 1 日から 44 年 10 月 1 日まで

私は、年金の加入記録を確認するために社会保険事務所（当時）へ行き、勤務した3社の期間について脱退手当金が支給済みとされていることを知った。しかし、私は、退職する時に脱退手当金の説明を聞いた記憶は無く、手続をした覚えも無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理された申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間で別の番号となっており、脱退手当金を受給したため番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月ごろから 35 年 3 月 1 日まで
A社で勤務していた期間のうち、昭和 30 年 4 月ごろから 35 年 3 月 1 日までの期間の被保険者記録が無い。

私は中学校を卒業してから上京し、会社に入って仕事をしたが、仕事に耐えきれず、半年ぐらいでその会社を逃げ出してしまった。頼れる人が無く、住む所も無く困ったので、住み込みの仕事先を探して、A社に入社した。当時の給料明細書は無く、同僚の名前も覚えていないが、申立期間に同社で働いていたことに間違いなく、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に、A社において厚生年金保険被保険者記録がある者に対して、同社における申立人の申立期間当時の勤務実態について照会したところ、多数の者が、同社には当時、申立人の兄が勤務しており、その弟である申立人は、兄が同社に入社した時期（昭和 32 年 1 月資格取得）よりも後から入社してきたと証言している。

また、これらの者の中には、申立人は、昭和 35 年ごろにA社に入社してきたことを明確に記憶していると証言している者がいるほか、同年 1 月に同社を退職した者は、申立人と苗字が同じ者が一人だけ同社に勤務していたと記憶しており、申立人の申立期間当時、その者が兄弟で同社に勤務していた記憶は無いと証言している。

さらに、厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人は昭和 35 年 3 月 1 日にA社において被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人は、申立期間に同社で勤務していなかったものと考えら

れる。

加えて、A社は昭和49年11月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主は既に死亡していることから、当時の事情を聴取することができない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていることを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 2062

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで
昭和 54 年 4 月分給与から 57 年 10 月分給与まで厚生年金保険料が控除されている（計 43 か月間）にもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が 42 か月と記載されているので、調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の給与明細書から、申立人は、昭和 57 年 10 月分の厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

しかし、A社から提出された人事記録（人事カード）によると、申立人は昭和 57 年 10 月 30 日に同社を退社していることが確認できる。

また、雇用保険の加入記録によると、申立人のA社における離職日は、昭和 57 年 10 月 30 日となっており、オンライン記録と一致していることから、申立人の同社における離職日は同日であると認められる。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、昭和 57 年 10 月 31 日であり、申立人の主張する同年 10 月は、厚生年金保険の被保険者期間とならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私は、大学卒業後の平成 3 年 4 月から同年 10 月までの 7 か月間、A 社というアパレル関係の会社で、婦人服の生産管理をしていたが、厚生年金保険の記録が無い。

申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、雇用保険被保険者記録から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社は、オンライン記録では、申立期間当時に厚生年金保険の適用事業所であった事実を確認できない上、同社の代表取締役は、申立期間において国民年金保険に加入し保険料を納付している。

また、申立人をA社に紹介したとする者は、「A社は厚生年金保険には加入していなかったと記憶している。」と証言している。

さらに、A社は、既に閉鎖しており、当時の代表取締役及び役員の連絡先が判明しないほか、申立人は同僚について名字しか記憶しておらず連絡先が判明しないことから、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いや保険料控除に関する関連資料が得られない。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 7 月 29 日から 52 年 1 月 1 日まで
厚生年金保険の記録について、A社で、昭和 42 年 1 月 5 日に資格取得、51 年 7 月 29 日に資格喪失となっているが、52 年 1 月 1 日資格喪失のはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和 52 年 1 月 1 日であると述べている。

しかし、申立期間における申立人の雇用保険の加入期間は、昭和 42 年 1 月 5 日から 51 年 7 月 28 日までであることが確認できる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は、昭和 51 年 7 月 29 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年 8 月 8 日に健康保険証が返還された旨の記録が確認できる。

さらに、申立人が挙げた複数の同僚は、いずれも死亡又は消息が不明で証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年8月18日から29年7月16日まで
② 昭和29年10月1日から30年4月25日まで
③ 昭和30年12月16日から32年10月1日まで

私は、社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるという回答をもらった。

私は、いずれの会社でも経理や給与計算の仕事をしていたが、脱退手当金制度を知らなかったし、会社が代理請求の手続をしていることなども無かったと思う。脱退手当金を受給した記憶は無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後10ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和32年10月1日の前後2年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たした者26名の支給記録を調査したところ、16名について脱退手当金の支給記録が確認でき、その全員が資格喪失日から7か月以内に支給決定されている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間の脱退手当金を支給したことが記録されており、脱退手当金の支給額は、オンライン記録と一致している上、計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険

被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和33年4月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 2066

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月 1 日から 53 年 8 月 31 日まで
私は、申立期間にA社（現在は、B社）の外交員として働き、高い成績を収め、営業表彰も受けている。この期間の厚生年金保険加入記録が無いのは納得できないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「52年6月採用報告書兼登録コード台帳」等の資料によると、申立人の同社在職期間は昭和52年6月2日から同年9月30日までの期間となっており、申立人が同社に申立期間の一部において勤務していたことを確認できる。

しかし、B社は、「厚生年金保険には、職員への昇格と同時に加入させていたが、職員への昇格は、入社後一定期間をおいてから決定していた。」と回答している。

また、オンライン記録から、申立期間のうち、昭和51年10月から53年8月まで(昭和53年4月から同年6月までは未納)の期間は、申立人は、国民年金の申請免除期間となっている。

さらに、申立人は、当時の同僚の氏名を記憶しておらず、同僚等から当時の状況を確認することはできない上、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 2067

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月 1 日から 48 年 1 月 1 日まで
私は、昭和 47 年 8 月 1 日から同年 12 月 31 日までA社にウエートレスとして勤務したが、当該期間について厚生年金保険被保険者としての記録が無いことから訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間においてA社の経営する遊技場内のレストランにウエートレスとして勤務していたことは、多数の同僚の証言から推認できる。

しかし、A社は、昭和 47 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち同年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間は、被保険者とはなっていないものと考えられる。

また、当該事業所における同僚 17 名に対し職種等を聴取し、厚生年金保険の加入記録と照合したところ、おおむね、事務職に従事した者の厚生年金保険被保険者資格の取得日はA社が適用事業所となった昭和 47 年 10 月 1 日となっており、事務職以外のウエートレス及び他のレストラン従業員の取得日は、同社の新規に適用事業所となった日以前から勤務している者についても、48 年 5 月 18 日となっていることから、同社では職種により厚生年金保険の加入時期が異なっていたことがうかがわれる。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる資料を保管していない。

このほか、保険料の控除に係る事実を確認することができる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年8月27日から27年12月10日まで
A社に勤務していた期間の厚生年金保険記録が無い。

この期間、私は、公共職業安定所で紹介されてA社に運転手として住み込みで働いていた。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶している事業主の妻及び同僚の証言から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和32年9月1日であり、申立期間は適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、給与は現金で手渡しされ、給与明細書は無く、病院の支払いは全額自己負担だったことを記憶していると供述している。

さらに、申立人が記憶しているA社の代表取締役、その息子及び同僚は昭和30年以降に、同社の関連事業所であるB社において厚生年金保険被保険者の資格を取得しているが、同社についても申立期間においては、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年6月ごろから42年5月までの期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和41年11月11日から42年9月11日までの期間及び45年10月7日から46年6月30日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年6月ごろから42年5月ごろまで
② 昭和41年11月11日から42年9月11日まで
③ 昭和45年10月7日から46年6月30日まで

私は、申立期間①について、A社に住み込みで勤務していたが、厚生年金保険被保険者としての記録が無い。当時の給与明細書等を持っていないが、確かに勤務していたので厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

また、申立期間②に勤務していたB社及び申立期間③に勤務していたC社の厚生年金保険の記録について、昭和49年9月25日に脱退手当金が支給済みとされている。しかし、私は、A社を退職した42年5月ごろ、自分で脱退手当金の手続きをして受け取ったことはあるが、49年9月に受け取ったことは無いので、厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人がA社の所在地及び勤務内容を詳細に記憶していることから、申立人は同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和63年11月1日であり、申立期間当時においては、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認でき、申立人が氏名を覚

えていた同僚のうち1名の資格取得日は、A社が厚生年金保険の適用事業所となった63年11月1日で、残りの1名については41年4月から47年7月まで勤務していたとしているが、この同僚もこの期間については申立人と同様に厚生年金保険被保険者としての記録が無い。

また、申立期間①のうち、昭和41年11月11日以降については、申立人はB社の厚生年金保険被保険者となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②及び③については、申立人は、「A社を退職した昭和42年5月ごろ自分で脱退手当金の手続をして受け取ったことはあるが、49年9月に受け取ってはいない。」と述べているが、昭和42年5月当時、同社は厚生年金保険の適用事業所になっておらず、オンライン記録では、当時の厚生年金保険被保険者期間は同社の前に勤務していたD社の8か月間であることから、仮に、申立人が主張するA社の申立期間である12か月を含めたとしても、脱退手当金の支給要件を満たさないことを踏まえると、申立人が脱退手当金を請求したのは、C社を退職したことによって支給要件を満たした46年6月以降であると考えられる。

また、C社の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱退 49. 9. 13」の丸印が押されているとともに、申立人が受け取ったと記憶している金額はオンライン記録にある脱退手当金の支給金額とほぼ一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても、昭和49年に受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から20年1月10日まで
学校に来ていた求人に応募し、国民学校高等科を卒業した直後の昭和18年4月からA社に勤務した。申立期間について厚生年金保険に加入していたはずであり、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同じ国民学校高等科を卒業し、同時にA社に勤務したとする同級生の証言から判断すると、申立人が昭和18年4月に同社に入社し、申立期間において継続して勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、同社が保管する「厚生年金名簿」から、申立人の厚生年金保険の資格取得日を昭和20年1月10日と届けたとしている。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が、同社に同時に入社し、同一の業務に従事していたとする同年齢の同僚2名の厚生年金保険の資格取得日も申立人と同じ昭和20年1月10日となっている。

さらに、申立人が、同時にA社に入社したとする国民学校高等科での同級生2名のうち、1名の厚生年金保険の資格取得日も昭和20年1月10日であり、申立人の勤務を供述している同僚は、19年4月に同社を退職したと述べているところ、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。

加えて、申立人及び上記4名のうち3名は、A社に入社すると同時にB青年学校に入学したと述べているところ、同社保管の資料及び申立人の供述から、当該青年学校では入学当初、半日は学科、半日は職業科の実習が行われていたが、太平洋戦争の進展に伴い、学科及び職業科の授業は次第に職場の勤労作業に転換されていったことがうかがわれる。これらのことから、同社においては、青年学校に通っていた従業員が実質的に学生から

労働者に移行した昭和 20 年 1 月 10 日に厚生年金保険の資格取得を行ったと考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 8 月 1 日から 5 年 4 月 1 日まで
私は、平成 4 年 8 月 1 日に嘱託職員として A 社に入社し、同社の B 分室に配属され勤務した。翌年 4 月からは本部に異動したが、B 分室に勤務していた期間の年金記録が不明である。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A 社が保管している嘱託職員委嘱通知及び雇用承諾書から、申立人が申立期間に同社 B 分室に勤務していたことは確認できる。

しかし、同社が保管している申立人に係る給与明細書から、申立期間については厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A 社は、「嘱託職員についての厚生年金保険の加入は平成 5 年 4 月 1 日からとなっており、それより前の期間は厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

さらに、申立人と同時期に、A 社 B 分室と一緒に勤務していたとする嘱託職員である同僚の厚生年金保険被保険者記録は平成 5 年 4 月 1 日以降の加入記録しかない。

加えて、当該事業所が保存している厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の資格取得日と被保険者名簿における厚生年金保険の資格取得日とは一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年6月1日から26年11月21日まで
② 昭和27年1月4日から30年9月28日まで

平成20年に年金記録を照会したところ、申立期間①及び②はいずれも脱退手当金が支給済みとの回答であったが、2つの申立期間に係る事業所において厚生年金保険被保険者であったことはその照会の時に初めて知ったぐらいである。そのような状況から考えても脱退手当金の手続をしたはずはなく、受け取ることはあり得ないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱退手当金」の表示が記入されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはなく、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和30年12月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 21 日から 44 年 1 月 26 日まで
昭和 39 年 4 月 21 日から 44 年 1 月 26 日までの A 社に勤務していた期間について、厚生年金保険の記録が無いが、同社に勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について A 社に勤務していたことは、同僚の証言から認められる。

しかしながら、申立人が勤務していたとする A 社は、オンライン記録から、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、A 社の同僚 3 名は、申立期間において、国民年金に加入していることが、オンライン記録で確認できる。

さらに、A 社で勤務していたとする者は、「私も、A 社においては厚生年金保険の被保険者となっていないが、会社から、厚生年金保険に加入しているなどとは聞いたことが無い。」旨の証言をしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年5月1日から24年3月1日まで
厚生年金保険の被保険者記録では、A社B支店で昭和24年3月1日に資格取得となっているが、私は、23年3月に女学校を卒業し、同年5月1日に同社同支店に入社した。厚生年金保険の資格取得日が相違していることに納得がいかないため、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったとことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の挙げた同僚の証言から、申立人が申立期間にA社B支店で勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社B支店は、昭和24年3月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、上記の同僚は、「当時、私は営業部であったが、経理も担当していた。申立人より後に採用した社員から社会保険に加入しなくても良いのか、という指摘があり、昭和24年3月1日に適用事業所となったが、それ以前については、保険料を控除していない。」と回答している。

さらに、A社B支店の厚生年金保険被保険者名簿により照会し、回答があった同僚から、申立期間については、給与から保険料を控除されていなかった旨の回答が得られた。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年8月ごろから27年5月ごろまで
私は、昭和25年8月ごろから27年5月ごろまでA社で働いていた。
厚生年金の被保険者期間が無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に1年ないし2年間勤務していたと述べている。

しかし、A社が適用事業所となった昭和27年4月1日に被保険者となった同僚は、「私は、昭和27年3月にB社からA社に移籍したが、同社在籍中には申立人はいなかった。」と証言している。

また、オンライン記録によると、A社は昭和27年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた3人の同僚は、A社の被保険者名簿に記録は見当たらない。

加えて、A社の被保険者名簿を見ても申立人の加入記録は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 9 月 3 日から 15 年 11 月 30 日まで
定年退職後、系列の A 社から危険物取扱者の免状取得を条件として、給油スタンドの要員として採用された。入社時に年金手帳の提出要請があり、総務担当の女子職員から平成 13 年 9 月 3 日付けの資格取得のサインをもらったが、厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社との嘱託雇用契約書、雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人から提出された源泉徴収票から、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できない。

また、A 社は、「申立人の勤務時間は、一般社員の 4 分の 3 未満のため厚生年金保険の加入要件にあてはまらないので、厚生年金保険の被保険者としなかった。」旨の回答をしている。

さらに、申立人が保管する年金手帳に記載されている平成 13 年 9 月 3 日付けの資格取得については、当初、社会保険事務所（当時）において、申立人は、資格取得日を同日として記録されていたが、申立人が厚生年金保険の加入要件に該当しないという理由で、同年 10 月 5 日に資格取得の取消がなされていることが A 社の届書から確認できる。

このことについて、申立人の保管する嘱託雇用契約書には、申立人の勤務形態は、1 日 8 時間、月 15 日（月 120 時間）と記載されているところ、A 社から提出された就業規則には、一般社員の月間稼働時間は 163 時間と

規定されていることから、申立人の勤務時間が一般社員の4分の3未満であることが確認できる。

加えて、申立人は、前の会社を定年退職後、申立期間に任意継続被保険者として健康保険に加入し、任意継続期間満了後は国民健康保険に加入していることが健康保険組合等の記録から確認できる。

このほか、保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。